

平成 30 年度 外務省 NGO 研究会

SDGs16.2 子どもに対する暴力撤廃と N G O

～あらゆる形態の暴力の撤廃を目指して～



特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

World Vision
JAPAN

 **It takes a world**
to end violence against children

はじめに

2015年9月に国連持続可能な開発サミットにて採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、世界共通目標の一つとして初めて、「子どもに対する暴力撤廃」に関するターゲットを策定した（SDG Target16.2）。

国際的には、この動きを促進するため、2016年7月、UNICEF主導で国連事務総長により「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership to End Violence Against Children（以下、GPeVAC））」が設立され、ワールド・ビジョンを含む複数のNGOがその運営をサポートしている。また、2018年2月には、スウェーデン政府、GPeVAC、「オンラインの子どもの性的搾取撤廃のためのWePROTECTグローバル・アライアンス」の共催により、SDG16.2の達成を目指す国際会議「子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット」が開催され、67カ国から、当事者である子どもたち、各国政府、市民社会、民間企業、国際機関、専門家など、子どもに対する暴力をなくすための様々な取り組みを行うステークホルダー386名が参加し、子どもに対する暴力を取り巻く現状や、予防や撤廃のための方策などについて、議論を行った。

日本国内では、2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が発足し、「SDGs実施指針」が策定されたが、実施指針に付属する「SDGsを達成するための具体的施策（付表）」において、「子どもに対する暴力撤廃」に関連する諸施策が含まれている（児童虐待防止対策の推進、児童の性的搾取等に係る対策の推進、人身取引対策の推進など）。また、2017年7月の日本政府による「ハイレベル政治フォーラム（HLPF）」での「自発的国家レビュー」セッションにおいて、「子どもに対する暴力撤廃」に積極的に取り組む旨が表明されている。さらに、日本政府は、上記「ソリューションズ・サミット」において、GPeVACへのパスファインディング国としての加盟に加え、GPeVAC基金への資金拠出、GPeVAC理事会への参加という複数のコミットメントを表明している。

このように、国際的にも国内的にも、「子どもに対する暴力撤廃」に向けた機運が高まりつつある一方、「子どもに対する暴力撤廃」というテーマ自体、日本国内ではまだ認知度は低く、また、虐待や性的搾取などの子どもに対する暴力の中の個別テーマについては対策が行われているものの、暴力全般として総合的に捉え連携して活動するという観点からは課題がある。

上記に述べたように、国際的・国内的に機運が高まっているものの、未だ認知度や共通理解があまり進んでいない「子どもに対する暴力撤廃」に向けた動きに対し、日本のNGOはどのように貢献できるのだろうか。

本研究会では、この問題意識を出発点とし、「子どもに対する暴力撤廃」の分野におけるNGOの専門性を高めつつ、日本国内で今後本格化する「子どもに対する暴力撤廃」の動きに貢献することを目的に活動を行った。加えて、日本のNGOが日本国内での動きにいかに関与することができるかについて検討の上、提言を行っている。

目次

はじめに	1
略語表	4
平成 30 年度 NGO 研究会セミナー・イベント活動内容	5
第 1 章 「子どもに対する暴力撤廃」の潮流と基本事項	6
1. 子どもに対する暴力の定義	6
2. 子どもに対する暴力撤廃の取り組みの潮流：国際	7
(1) 子どもの権利条約と選択議定書	8
(2) 子どもに対する暴力調査報告書	8
(3) 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）	9
3. 子どもに対する暴力撤廃の取り組みの潮流：国内	10
第 2 章 パスファインディング国におけるマルチステークホルダー・プラットフォームの基本事項...	11
1. パスファインディング国とは	11
2. パスファインディング国におけるマルチステークホルダー・プラットフォームとは	11
3. マルチステークホルダー・プラットフォームにおける活動	12
第 3 章 子どもに対する暴力撤廃と NGO の役割	12
1. グローバル・レベルでの役割	12
(1) CSO Forum	12
(2) GPeVAC の運営への参画	13
2. パスファインディング国における役割	13
3. NGO の役割に対する提言	13
(1) 子どもに対する暴力撤廃日本フォーラム（GPeVAC 日本フォーラム）	13
(2) GPeVAC 日本フォーラムの活動	14
(3) NGO の役割に関する提言	15

資料集	17
資料1 公開イベント概要	18
1. 公開セミナー	18
2. ハイレベル政治フォーラムサイドイベント概要	21
3. 成果報告会概要	23
資料2 第1期パスファインディング国進捗レポート (2017年12月)	25
エルサルバドル (El Salvador)	26
インドネシア (Indonesia)	28
ジャマイカ (Jamaica)	30
メキシコ (Mexico)	32
モンテネグロ (Montenegro)	34
ナイジェリア (Nigeria)	36
パラグアイ (Paraguay)	38
フィリピン (Philippines)	40
ルーマニア (Romania)	42
スリランカ (Sri Lanka)	44
スウェーデン (Sweden)	46
タンザニア (Tanzania)	48
ウガンダ (Uganda)	50
資料3 End Violence Against Children, The Global Partnership Strategy 2016-2020 Youth Edition 和訳.....	別冊
資料4 INSPIRE Seven Strategies for Ending Violence Against Children EXECUTIVE SUMMARY 和訳.....	別冊

略語表

略語	正式名称	和訳・概要
CSO Forum	Civil Society Forum to End Violence Against Children	子どもに対する暴力撤廃のための市民社会フォーラム
EVAC	End Violence Against Children	子どもに対する暴力撤廃
FBO	Faith Based Organization	信仰を基盤とした組織
GPeVAC	Global Partnership to End Violence Against Children	子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ
HLPF	United Nations High-level Political Forum on Sustainable Development	持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム
INSPIRE	Seven Strategies for Ending Violence Against Children	子どもに対する暴力撤廃のための7つの戦略。 各戦略の頭文字を取ってINSPIREと呼ばれる。
MSP	Multi-Stakeholder Platform	マルチステークホルダー・プラットフォーム
NAP	National Action Plan	ナショナル・アクション・プラン
PFC	Pathfinding Country	パスファインディング国
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNICEF	United Nations Children's Fund	ユニセフ、国連児童基金
VAC	Violence Against Children	子どもに対する暴力

平成 30 年度 NGO 研究会セミナー・イベント活動内容

外務省平成 30 年度 NGO 研究会（「SDGs16.2 子どもに対する暴力撤廃」と NGO）において、子どもに対する暴力撤廃の分野で活動する人や関心を持つ人を対象に実施された活動は以下表 1 の通り。

表 1：平成 30 年度 NGO 研究会活動内容

企画	日時	タイトル	登壇者（登壇・発言順、敬称略）	開催場所
公開 セミナー *概要は 資料 1-1 (P18)	2018 年 4 月 27 日	子どもに対する暴力 撤廃に向けて 「子どものための 2030 アジェンダ： ソリューションズ・ サミット」参加報告 会	<ul style="list-style-type: none"> 堀井学（外務大臣政務官） 根本かおる（国連広報センター所長） 杉浦正俊（外務省総合外交政策局人権人道課長） 篠崎まじ江（警察庁生活安全局少年課課長補佐） 大谷美紀子（国連子どもの権利委員会委員） 柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン アドボカシー・シニア・アドバイザー） 野口明香里（Yahoo! JAPAN コーポレート統括本部 政策企画本部 政策企画室） 早水研（日本ユニセフ協会専務理事） 	ユニセフハウス (東京都港区)
国連 ハイレベル 政治フォー ラム サイドイベ ント *概要は 資料 1-2 (P21)	2018 年 7 月 12 日	平和でレジリエント な社会のためのパート ナーシップ：子ども に対する暴力撤廃 を通じて (Partnership for Building Peaceful and Resilient Societies by Ending Violence Against Children)	<ul style="list-style-type: none"> タマラ・チュジュビッチ（ワールド・ビジョン・インターナショナル 子どもに対する暴力撤廃政策マネージャー） ナディア・ロメリ（中南米ユース） マリアナ・ディアス（中南米ユース） ハワード・テイラー（GPeVAC エグゼクティブ・ディレクター） アンドリュー・クレイポール（子どもに対する暴力担当国連事務総長特別代表事務所シニア・アドバイザー） 柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン アドボカシー・シニア・アドバイザー） フィリパ・ニコルソン（チャイルド・ファンド・オーストラリア事業部長） 堀江由美子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・マネージャー） 	Scandinavian House (米国 ニューヨーク)
非公開 勉強会	2019 年 3 月 7 日	パスファインディン グ国におけるマルチ ステークホルダー・ プラットフォームの 先進事例について	<ul style="list-style-type: none"> チャンドラ・ウィジャヤ（ワールド・ビジョン・インドネシア戦略・アドボカシーディレクター） 	日比谷図書文化 館 (東京都 千代田区)
成果報告会 *概要は 資料 1-3 (P23)	2019 年 3 月 7 日	子どもに対する暴力 撤廃を目指して： 世界におけるマルチ ステークホルダーに よる取り組みと日本 への期待	<ul style="list-style-type: none"> 塩崎恭久（元厚生労働大臣、衆議院議員） 佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携推進室長） 柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン アドボカシー・シニア・アドバイザー） チャンドラ・ウィジャヤ（ワールド・ビジョン・インドネシア戦略・アドボカシーディレクター） アダム・ベイェ（スウェーデン大使館広報部広報・文化担当官） シャノン・ハーレイ（カナダ公衆衛生局健康増進センター家庭内暴力防止課長）（ビデオ登壇） 杉浦正俊（外務省総合外交政策局人権人道課長） 中井裕真（公益財団法人 日本ユニセフ協会広報・アドボカシー推進室長） 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・スペシャリスト） 	衆議院 第二議員会館 (東京都 千代田区)

第1章 「子どもに対する暴力撤廃」の潮流と基本事項

1. 子どもに対する暴力の定義

子どもに対する暴力撤廃に向けた取り組み潮流について概観する前に、まず子どもに対する暴力にはどのようなものが存在するのかについて概観する。

子どもに対する暴力の具体的な内容は、国連児童基金（UNICEF）によると、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、放任（ネグレクト）または怠慢な取扱いの4つに類型化され、子どもの権利委員会による一般的意見 13号に基づき、それぞれ具体的に定義されている（表2参照）。

表2：子どもに対する暴力の種類と定義

暴力の種類	具体的定義
身体的暴力	あらゆる体罰、および、他のあらゆる形態の拷問、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰。大人および他の子どもによる身体的ないじめおよび通過儀礼 ¹ 。 「体」罰とは、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰。殆どの場合、手または道具—鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等—で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、例えば、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりすること、引っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままにさせること、やけどさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、または強制的に口に物を入れることをともなう場合もありうる。
精神的暴力	不当な心理的取扱い、精神的虐待、言葉による虐待および情緒的虐待またはネグレクト。これには以下のものが含まれうる。(a)子どもを相手として執拗に行なわれるあらゆる形態の有害な関わり合い、(b)恐怖心を煽ること、威嚇すること、および脅かすこと。搾取すること、および墮落させること。ないがしろにすること、および拒絶すること。孤立させること、無視すること、およびえこひいきすること。(c)情緒的反応を与えないこと。精神的健康、医療上のニーズおよび教育上のニーズをないがしろにすること。(d)侮辱すること、中傷すること、屈辱を与えること、けなすこと、からかうこと、および子どもの気持ちや傷つけること。(e)ドメスティック・バイオレンスを目撃させること。(f)独居拘禁の状態、隔離状態、または屈辱的なもしくは品位を傷つける拘禁環境に置くこと。(g)大人または他の子どもによる心理的ないじめおよび通過儀

¹ 「通過儀礼」(hazing)とは、ある者を集団に迎え入れる手段として用いられる、いやがらせ、暴力 または屈辱をともなう儀式その他の活動を指す。

暴力の種類	具体的定義
	<p>礼、携帯電話およびインターネット等の情報通信技術(ICT)を通じて行なわれるものも含む（いわゆる「ネットいじめ」）。</p>
<p>性的暴力</p>	<p>大人によって子どもに押しつけられる何らかの性的活動であって、子どもが刑法によって保護される権利を有しているものから構成される。これには以下のものが含まれる。(a)何らかの不法なまたは心理的に有害な性的活動に従事するよう子どもを勧誘または強制すること。(b)商業的性的搾取において子どもを使用すること。(c)子どもの性的虐待を描いた音声素材または視覚画像で子どもを使用すること。(d)子ども買春、性的奴隷制、旅行および観光における性的搾取、性的目的の（国内および国境を越えて行なわれる）子どもの人身取引および売買、ならびに強制婚。性的活動はまた、子どもが他の子どもに対して行なう場合であっても、加害者側の子どもが被害者側よりも相当に年長である場合、または力、脅しその他の圧力手段を用いる場合には虐待とみなされる。子ども同士の性的活動は、当事者である子どもが、同意に基づく性的活動について締約国が定めた年齢制限よりも年長であるときは、性的虐待とは見なされない。</p>
<p>放任(ネグレクト) または怠慢な取扱い</p>	<p>子どもの養育に責任を負う者がそのための手段、知識およびサービスへのアクセスを有しているのに、子どもの身体的および心理的ニーズを満たさず、子どもを危険から保護せず、または医療、出生登録その他のサービスを利用しないこと。これには以下のものが含まれる。(a)身体的ネグレクト：子どもを危険から保護しないこと（監督の欠如によるものも含む）、または基礎的な必要条件（十分な食料、居住場所、衣服および基礎的医療ケアを含む）を子どもに提供しないこと。(b)心理的または情緒的ネグレクト：いかなる情緒的支援および愛の欠如、子どもに対して慢性的に注意を払わないこと、乳幼児の合図および信号を見過ごすことによって養育者が「心理的に利用不可能」な状態になること、および、親密なパートナー間の暴力、麻薬濫用またはアルコール濫用にさらされることを含む。(c)子どもの身体的または精神的健康のネグレクト：必要不可欠な医療ケアを与えないこと。(d)教育的ネグレクト：通学その他の手段を通じて子どもの教育を確保するよう養育者に求めた法律を遵守しないこと。(e)遺棄。</p>

出典：UNICEF (2014), *Hidden in Plain Sight: A statistical analysis of violence against children*
 翻訳は「子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 13」（日本弁護士連合会 HP）を参照。

2. 子どもに対する暴力撤廃の取り組みの潮流：国際

近年、「子どもに対する暴力撤廃」に関連する動きが国際的に活性化している。特に 2015 年、子どもに対する暴力撤廃に関するターゲットを含む持続可能な開発目標（SDGs）が採択されたことを契機に、新たな組織の設立や、大規模な国際会議の開催、グローバル・キャンペーンなどが相次いで行われている。このように活性化の様相を示す子どもに対する暴力撤廃のための国際的な取り組み潮

流であるが、遡るとその源泉は子どもの権利条約に求められ、また大きく分けて以下の 3 つの段階を経てきたと整理できる。

(1) 子どもの権利条約と選択議定書

「児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）」は、1989 年に第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効した。子どもの権利条約は、国連が定める人権関連諸条約のうち最も多くの国により締約されている条約である。子どもの権利条約は、前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

子どもの権利条約では、その第 19 条第 1 項において、子どもに対する暴力について以下のように定めている。

「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」

子どもの権利条約には、付随する 3 つの選択議定書が存在するが、子どもに対する暴力を規定するものとしては、2000 年の第 54 回国連総会において採択され、2002 年に発効した「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」および「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」が挙げられる。

また、子どもの権利条約の実施状況を監視し、締約国が提出する報告を検討する条約機関である「子どもの権利委員会」は、その一般的討議において、2 度にわたり子どもに対する暴力に関する議論を行い、それぞれ「子どもに対する国家の暴力（2000 年）」および「家庭および学校における子どもへの暴力（2001 年）」に関する勧告を採択している。

加えて、子どもの権利委員会は、「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利（一般的意見 8 号（2006 年）」および「あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利（一般的意見 13 号（2011 年）」の 2 つの一般的意見も発表している。

(2) 子どもに対する暴力調査報告書

上記の子どもの権利委員会による一般的討議に基づく 2000 年および 2001 年の 2 つの勧告を受け、2002 年の国連総会において、子どもに対する暴力撤廃に関する包括的な調査を行うことが決定され

た。この決定を受け、国連事務総長より「子どもに対する暴力に関する事務総長調査のための独立専門家」として任命されたパウロ・セルジオ・ピニエイロ教授は、3年間にわたって、世界各地で各国政府、地域機構、政府間組織、国連機関、市民社会組織、子どもたちなど様々なステークホルダーを巻き込みながら、子どもに対するあらゆる形態の暴力に焦点を当てた初の包括的な調査を行った。ピニエイロ教授は、2006年の第61回国連総会に対し、最終調査報告書（World Report on Violence Against Children）を提出した。

「子どもに対するどのような暴力も正当化できない。子どもに対する全ての暴力は予防できる（No violence against children is justifiable; all violence against children is preventable）」という力強い文章から始まるこの調査報告書では、子どもが属する5つの場所、すなわち、家庭および家族、学校やその他の教育関連の場所、その他の施設（孤児院、法に触れる行為を犯した子どもたちのための施設）、働く場所、地域や路上、において発生するあらゆる形態の子どもに対する暴力が特定・分析されている。

また、調査結果に基づき、本調査報告書では、12の総合的な提言が行われている。これら提言のうちの一つとして、調査報告書の普及と提言内容の効果的なフォローアップのために、「子どもへの暴力に関する国連事務総長特別代表（Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children (SRSG)）」の設置が提言され、2009年にはマルタ・サントス・パイス氏が任命されている。

(3) 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳に参加のもと、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。その一部を構成する持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、途上国のみを対象としていたミレニアム開発目標（MDGs）と異なり、先進国を含むすべての国に関わる普遍的な国際目標であり、17目標169ターゲットにより構成されている。SDGsでは、世界共通目標の一つとして初めて、「子どもに対する暴力撤廃」に関するターゲットを含むことになった。SDGsでは、そのターゲット16.2にて、以下のように規定している。

「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」

このように、SDGsの中に子どもに対する暴力撤廃に関連するターゲットが含まれたことにより、国連の公式なプロセスであるSDGsの実施とモニタリングの中に、子どもに対する暴力撤廃の諸活動が組み込まれただけでなく、新たな組織の設立にも繋がっている。2016年7月、国連児童基金（UNICEF）のイニシアチブの下、国連事務総長により「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership to End Violence Against Children: GPeVAC）」が設立された。GPeVACは、SDGs16.2の達成を目指しており、各国政府、国連機関、市民社会、信仰を基盤とした組織（Faith Based Organizations: FBOs）、民間企業、財団、研究者、専門家などの

マルチステークホルダーにより運営がサポートされている。

GPeVAC は、子どもに対する暴力をなくすという目的を達成することを誓約した国を「パスファインディング国」と名付けており、各国がパスファインディング国として参加するよう呼び掛けている。GPeVAC の設立から最初の 2 年間で、すでに 23 か国がパスファインディング国として加盟しており、また、320 もの組織が GPeVAC の活動に参加している。

2018 年 2 月には、スウェーデン政府、GPeVAC、「オンラインの子どもの性的搾取撤廃のための WePROTECT グローバル・アライアンス」の共催により、SDG16.2 の達成を目指す国際会議「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズ・サミット」が開催され、67 カ国から、当事者である子どもたち、各国政府、市民社会、民間企業、国際機関、専門家など、子どもに対する暴力をなくすための様々な取り組みを行うステークホルダー386 名が参加し、子どもに対する暴力を取り巻く現状や、予防や撤廃のための方策などについて、議論を行うとともに、2030 年までに子どもに対する暴力を撤廃することを確認し合った。特に、2019 年の国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) では、SDG16.2 がレビュー対象となることから、実施促進に向けた取り組みの加速について議論がなされた。

SDGs の採択がきっかけとなり、上記のような新たな組織の設立を通じて、子どもに対する暴力撤廃のための国際的取り組みが再び活性化していると考えられるが、加えて、SDGs のターゲット 16.2 の達成をめざすグローバル・キャンペーンも複数の組織により展開されている。例えば、ワールド・ビジョンでは、2017 年より “It takes a world to end violence against children (子どもに対する暴力をなくすためには世界の協力が必要)” というグローバル・キャンペーンを展開しており、日本を含む各国事務所においても、移動する子どもたちに対する暴力、児童婚、虐待、インターネット上の子どもに対する性的虐待など、様々な形態の子どもに対する暴力に焦点を当てたキャンペーンを展開している。

3. 子どもに対する暴力撤廃の取り組みの潮流：国内

日本国内における子どもに対する暴力をなくすための取り組みとしては、各省庁による施策など様々なものがあるが、子どもに対する暴力全般という視点から SDGs との関連で整理すると以下のようにまとめられる。

2016 年 5 月、首相を本部長とし全閣僚を構成員とする、「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」が内閣に設置された。SDGs 推進本部では、SDGs 実施のための指針として、同年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」と「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策 (付表)」を採択している。この具体的施策の中に、子どもに対する暴力撤廃に関する諸施策が含まれている。

具体的には、「人身取引対策行動計画 2014」、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」、「児童の性的搾取等に係る対策に関する基本計画」が SDGs に関する施策として含まれており、日本における SDGs の推進の一環として実施・レビューの対象となっている。

第 2 章 パスファインディング国におけるマルチステークホルダー・プラットフォームの 基本事項

1. パスファインディング国とは

第 1 章において概観したように、2016 年 7 月、SDGs16.2 の達成を目指し、国連事務総長により「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」が設立された。

GPeVAC は、子どもに対する暴力をなくすという目的の達成を誓約した国を「パスファインディング国」と名付けており、GPeVAC の設立から最初の 2 年間で、すでに 23 か国がパスファインディング国として加盟している（うち、先進国が 3 か国、開発途上国が 20 か国）。

GPeVAC は、2017 年、第 1 期パスファインディング国となっていた 13 か国（エルサルバドル、インドネシア、ジャマイカ、メキシコ、モンテネグロ、ナイジェリア、パラグアイ、フィリピン、ルーマニア、スリランカ、スウェーデン、タンザニア、ウガンダ）の進捗レポートを作成している（進捗レポートの和訳を資料 2 として添付）。

なお、2019 年 3 月現在、GPeVAC は、新たに加わったパスファインディング国を加えた全 23 か国の進捗レポートを作成している。

2. パスファインディング国におけるマルチステークホルダー・プラットフォームとは

国内における子どもに対する暴力をなくすための取り組みには、通常、様々なステークホルダー（政府、NGO、民間企業、専門家（医療関係者、福祉関係、弁護士など））がそれぞれの分野から関わっている。しかしながら、時としてその取り組みは、性的搾取や虐待、いじめなど暴力の個別分野におけるたこつぼ的な取り組みに陥ってしまう懸念がある。しかし、子どもに対する様々な形態の暴力は相互に関連しており、一つの分野における対応だけでは、根本的な解決を行うことは難しいことが多い。

このような子どもに対する暴力が有する特色を踏まえ、GPeVAC は、子どもへの暴力をなくすためには、様々なステークホルダーによる取り組みと協働が不可欠との考え方の下、GPeVAC そのものの運営もマルチステークホルダー（各国政府、国連機関、市民社会、FBOs、民間企業、財団、研究者、専門家など）で行っている。そして、パスファインディング国における EVAC の取り組みについても、この考え方のもと行われることを求めている。

具体的には、各パスファインディング国において、まずマルチステークホルダー・プラットフォームを設立することが求められている。

マルチステークホルダー・プラットフォームは、GPeVAC 事務局によると以下のように特徴づけられ

る。

- 社会サービス、保健、教育、法の執行を含むマルチセクターにわたる、
- 政府、国連機関、市民社会、子どもたち、研究機関、ドナー、民間企業などにより構成されるマルチステークホルダーであり、
- 疎外されたグループの参加を奨励する包摂的なプラットフォームであり、
- 子どもに対する暴力に取り組む人々を一同に集め、それぞれ固有の経験に基づいた貢献を求め、共通の目的のために一致団結し、業務を分担する。

3. マルチステークホルダー・プラットフォームにおける活動

パスファインディング国においては、主に以下を中心とした活動を実施することが求められている。

- (1) 関与 (Engagement)
- (2) 誓約 (Commitment)
- (3) 国内データ (National Data)
- (4) 国家行動計画、ナショナル・アクション・プラン (National Action Plan)
- (5) 実施 (Implementation)
- (6) モニタリング・評価 (Monitoring and Evaluation)

上記 (2) の誓約の段階で、マルチステークホルダー・プラットフォームを設立することが求められており、また、(3) 以降の段階に行われる活動については、マルチステークホルダー・プラットフォームが協働で取り組むことが求められている。

第3章 子どもに対する暴力撤廃と NGO の役割

1. グローバル・レベルでの役割

(1) CSO Forum

NGO は、SDGs の中に子どもに対する暴力撤廃の目標を入れることを目指し、SDGs の採択に至るまでの間、協働でロビー活動を行った。

その際に協働した国際 NGO が中心となって設立したのが、「子どもに対する暴力撤廃のための市民社会フォーラム (Civil Society Forum to End Violence Against Children : CSO Forum)」である。

CSO Forum は、15 団体 (African Child Policy Forum, Arigatou International, Child Helpline

International, ChildFund Alliance, CPC Learning Network, ECPAT International, End Corporal Punishment, Girls not Brides, the Global Partnership to End Child Marriage, ISPCAN, One Third, Plan International, Save the Children, SOS Children's Villages, World Vision International) により構成される。

SDGs の採択以降は、SDG16.2 を中心に、子どもに対する暴力撤廃を目指す協働アドボカシーを推進している。

(2) GPeVAC の運営への参画

GPeVAC は、理事会 (Board)、執行委員会 (Executive Committee)、事務局 (Secretariat) により構成され、運営されているが、そのそれぞれに、CSO Forum のメンバーを中心とした複数の NGO (Africa Child Policy Forum, Arigatou International, International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect, Plan international, Save the Children, Together For Girls など) が参画している。

2. パスファインディング国における役割

パスファインディング国において、NGO は、子どもに対する暴力の予防や対応などの直接的に子どもに対する暴力に関連する活動のみならず、特にマルチステークホルダー・プラットフォームの重要な推進役としての役割を担っている。多くのパスファインディング国において、マルチステークホルダープラットフォームの中心的メンバーとしては、政府、国連機関、NGO が位置付けられている。

3. NGO の役割に対する提言

(1) 子どもに対する暴力撤廃日本フォーラム (GPeVAC 日本フォーラム)

日本では、GPeVAC の取り組みに共鳴した、CSO Forum に参加する NGO の日本支部などが集まり、2017 年 1 月に NGO のネットワークグループを設立。日本政府に対し GPeVAC のパスファインディング国入りを訴えるアドボカシー活動を開始した。

このネットワークグループは「子どもに対する暴力撤廃日本フォーラム (GPeVAC 日本フォーラム)」と名付けられ、以下の団体により構成されている。また、国連子どもの権利委員会委員をアドバイザーとして迎えている。

構成団体（団体名アルファベット順）：

特定非営利活動法人 ACE

特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン

特定非営利活動法人 国際子ども権利センター

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ

特定非営利活動法人 プラン・インターナショナル・ジャパン

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

公益財団法人 日本ユニセフ協会

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

(2) GPeVAC 日本フォーラムの活動

GPeVAC 日本フォーラムは、その設立以降、以下のような活動を協働で行ってきている。

時期	主な活動
2017年1月～	<ul style="list-style-type: none"> GPeVAC 日本フォーラムメンバーによる第1回会合の開催 複数回の議論を経て、「日本政府の GPeVAC パスファインディング国入り」をアドボカシー目標に設定 日本政府に対し、GPeVAC のパスファインディング国入り、及び HLPPF での発表を提案する共同声明文を作成 関連省庁（外務省、厚生労働省、警察庁）を訪問し、上記提案内容を説明するアドボカシー活動の実施
2017年7月	<ul style="list-style-type: none"> ハイレベル政治フォーラム（HLPPF）参加のため、ニューヨーク訪問（GPeVAC 担当者、及び日本の国連大使との会談、GPeVAC 主催サイドイベントへの出席など）
2017年9月	<ul style="list-style-type: none"> GPeVAC 初代事務局長スーザン・ビッセル氏の日本訪問 EVAC に関する公開セミナーの実施 GPeVAC メンバーによる複数省庁との会議
2018年2月	<ul style="list-style-type: none"> ソリューションズ・サミットへの参加（スウェーデン、ストックホルム）
2018年4月	<ul style="list-style-type: none"> 公開セミナー「子どもに対する暴力撤廃に向けて『子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズ・サミット』参加報告会」開催（本 NGO 研究会の活動の一環として）
2018年6月	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する暴力担当国連事務総長特別代表マルタ・サントス・パイス氏、および GPeVAC 暫定議長エリザベス・ダリーン氏との意見交換会
2018年7月	<ul style="list-style-type: none"> ハイレベル政治フォーラム（HLPPF）において、子どもに対する暴力担当国連事務総長特別代表および GPeVAC との共催によりサイドイベントを実施するため、ニューヨーク訪問（本 NGO 研究会の活動の一環として）
2018年12月	<ul style="list-style-type: none"> 日本におけるマルチステークホルダー・プラットフォーム会議（子どもに対する暴力撲滅円卓会議）の準備会合に構成員として参加
2019年3月	<ul style="list-style-type: none"> 成果報告会（子どもに対する暴力撤廃を目指して：世界におけるマルチステークホルダーによる取り組みと日本への期待）開催（本 NGO 研究会の活動の一環として）

(3) NGO の役割に関する提言

上記のように、日本では国際的に主導されてきた GPeVAC の動きを国内において普及させ、マルチステークホルダーによる EVAC の活動が行われることを目指し、GPeVAC 日本フォーラムが設立されている。そして、その設立以降、EVAC に関する最新の国際動向を押さえながら、国内においてマルチステークホルダーによる EVAC の動きを促進するよう、活動をおこなっている。

このような背景を踏まえ、以下の 2 点を提言したい。

第一の提言は、すでに EVAC に関与している NGO 以外のステークホルダーに向けて、そして、第二の提言は、GPeVAC 日本フォーラム自身に対するものである。

EVAC に携わるステークホルダーに向けた提言：NGO を EVAC のパートナーとして位置付ける

これまで見てきたように、SDGs の時代においては特に、マルチステークホルダーによる協働がこれまで以上に求められている。特に EVAC の分野においては、マルチステークホルダーによる協働が不可欠である。しかしながら、日本においては、EVAC におけるマルチステークホルダーによる協働事例はこれまでのところ余り見られない。

このような状況下、GPeVAC 日本フォーラムは、GPeVAC に加え、その他の国における先進事例や得られた教訓など、今後日本において EVAC を進めるに当たって参考となる最新情報に常に近い立場にいる。

より効率的・効果的に EVAC を進めるためにも、このような NGO を EVAC の戦略的パートナーとして位置付け、協働することが重要である。

GPeVAC 日本フォーラムに向けた提言：国内の NGO/NPO との効果的連携を

GPeVAC 日本フォーラムを構成するメンバーは、そのほとんどが国際 NGO に分類され、扱っている分野も国外における EVAC が殆どである。現在、GPeVAC 日本フォーラムでは、国内で EVAC の活動を行う NGO/NPO との連携に向けた検討や活動が行われているが、実際の EVAC の予防や対応の活動に多忙を極める国内 NGO/NPO との効果的・効率的連携には様々な課題がある。しかしながら、GPeVAC の活動は国内で行う EVAC の活動を支援するものである。GPeVAC 日本フォーラムは、その構成団体が有する国際的な優位性を活用しつつ、国内の EVAC が実質的に進むよう、国内 NGO/NPO との効果的・効率的連携が求められる。

それでは、これら 2 つの提言の実現に向けて、GPeVAC 日本フォーラムのメンバーである NGO は具体的にどのようなアクションを取ることができるであろうか。

大きく 2 つの役割を果たすことが出来ると考えられる。第一に国際と国内の橋渡しの役割、第二にマルチステークホルダー・プラットフォームへの橋渡しの役割である。

第一の役割である国際と国内の橋渡しで果たせる具体的な活動としては、(1)日本の事例を海外に紹介すること、(2)国際的な潮流や他国の事例を日本国内のマルチステークホルダー・プラットフォーム関係者や EVAC に現場で携わる国内 NPO に紹介することである。

本研究会で行ったニューヨークでのハイレベル政治フォーラムのサイドイベントには、多様な国から約 50 名が参加したが、それら参加者は日本の事例に対する高い関心を示していた。

また、本研究会で行った公開セミナーや成果報告会には国内 NPO が多数参加していたが、GPeVAC や他国における EVAC に向けた取り組み事例について高い関心が寄せられた。このように、他国における先進事例を EVAC に携わる国内の省庁や国内 NPO と共有することで、国内における EVAC の質の向上に貢献することが期待される。

第二の役割であるマルチステークホルダー・プラットフォームへの橋渡しとしては、特に暴力の犠牲者への対応活動に多忙を極め、息の長いアドボカシー活動への参加に制約のある国内 NPO が多いことから、これらの NPO が実際に携わる EVAC に向けた取り組みやそこから得られた教訓や提言を吸い上げ、日本のマルチステークホルダー・プラットフォームへインプットすることが出来る。これにより、マルチステークホルダー・プラットフォームで策定されるナショナル・アクション・プランが、より現場の実態に基づいた内容となることが期待される。



資料集

資料 1 : 公開イベント概要

資料 2 : 第 1 期パスファインディング国進捗レポート

資料 3 : End Violence Against Children The Global Partnership Strategy 2016-2020 和訳

資料 4 : INSIRE Seven Strategies for Ending Violence Against Children EXECUTIVE SUMMARY 和訳

(資料 3 と 4 は別冊で作成しており、本報告書には含んでいない)



資料1 公開イベント概要

本研究会では、3つの公開イベントが行われた。ここでは、それぞれの概要を紹介する。

1. 公開セミナー

タイトル：子どもに対する暴力撤廃に向けて「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズ・サミット」参加報告会

開催日時：2018年4月27日

開催場所：ユニセフハウス（東京都港区）

参加人数：約90名

開催趣旨：現在世界では、5分間に1人の子どもが暴力の影響で命を落としている。そして、毎年少なくとも10億人の子どもたちが、身体的、性的、または精神的な暴力を受けている。このような状況に終止符を打ち、全ての子どもたちが希望を持って生きられるようになることを目指し、2018年2月14-15日の2日間にかけて、スウェーデンの首都ストックホルムにて「子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット」(Agenda 2030 for Children: End Violence Solutions Summit)が開催された。世界で初めて「子どもに対する暴力撤廃」をテーマに開催されたこの国際会議は、SDG16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の達成を目指すもので、スウェーデン政府、「子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」及び「オンラインの子どもの性的搾取撤廃のための WePROTECT グローバル・アライアンス」により共催された。

スウェーデンのシルヴィア王妃のスピーチで開会したサミットには、67カ国から、当事者である子どもたち、各国政府、市民社会、民間企業、国際機関、専門家など、子どもに対する暴力をなくすための様々な取り組みを行うステークホルダー386名が参加し、子どもに対する暴力を取り巻く現状や、予防や撤廃のための方策などについて、議論を行った。

このサミットの中で、日本政府は3つのコミットメントを表明した。第一に、GPeVACのパスファインディング国となること、第二に、GPeVAC基金の人道分野に対し600万ドルの資金拠出を行うこと、第三に、GPeVACの理事会に日本の外務大臣がメンバー入りすることである。国際的に大きく動き始めている「子どもに対する暴力撤廃」、そして、それに対する日本政府によるコミットメントを受け、今後この分野でどのような動きが起きていくのであろうか。

サミットには、日本から日本政府に加え、専門家、市民社会、民間企業等の各ステークホルダーの代表が参加した。この公開セミナーでは、ソリューションズ・サミットへの参加者それぞれの視点から参加報告を行うとともに、今後日本で形成されるマルチステークホルダー・プラットフォームに向けた期待などについて議論を行う。



登壇者と発言要旨：(登壇・発言順、敬称略、役職は登壇時のもの)

- 堀井学 (外務大臣政務官)：基調講演

パスファインディング国とは、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことにコミットする国であり、今後政府として、市民社会や企業の代表と議論を深めたい。今日の集まりこそがマルチステークホルダーとしての初の集まりとも言える。「人づくり革命」等の取り組みや、持続可能な開発目標 (SDGs) の推進において、次世代・女性のエンパワーメントが重点の一つとなっている。引き続き、GPeVAC 等と連携し、すべての子どもが暴力のない中で育ち、将来への夢と希望を持てるよりよい世界を築くために貢献していく。

- 根本かおる (国連広報センター所長)：ファシリテーター

SDG16.2にある「子どもへのあらゆる形態の暴力撤廃」は、SDGs の 17 の目標の中でも非常に達成意義の大きい目標である。近年、子ども・若者のリスクは社会のリスクでもあるという認識が高まってきた。ソリューションズ・サミットは、子どもへの暴力をなくすための各国の取り組みの進捗、グッドプラクティス、そして解決策を話し合う場となった。日本の代表者は、それぞれの立場・役割で参加し、非常に有意義な時間となった。

- 杉浦正俊 (外務省総合外交政策局人権人道課長)：パネリスト

サミットではスウェーデン政府が強いコミットメントを示し、65 カ国、8 つの国際機関からハイレベルの参加があり、市民社会、企業、子どもも参加しそれぞれ発言した。また、途上国からは女性・子ども担当大臣の参加も多く、SDGs の流れもあり先進国も途上国も子どもに対する暴力を自分の課題として力を入れている印象だった。

人権分野で日本が今回のように「最初の国」になることはめずらしい。パスファインディング国としての今後の活動としては、日本がリーダーシップをとれるこの分野で、第一に国内の取り組みが進んできている性被害、虐待、いじめ等を含む問題について、関係省庁、市民社会や企業の方々とも連携する枠組みをつくること、第二に予防を含めた関連の取り組みをまとめて国内外に発信していくことである。また、来年以降日本で開催が続く G20、TICAD 等の国際会議の「場の提供者」として、それらの機会にも子どもや人権に配慮して進めていく。

- 柴田哲子 (ワールド・ビジョン・ジャパン アドボカシー・シニア・アドバイザー)：パネリスト

サミット参加者全体の 4 分の 1 強が市民社会からの参加者であった。市民社会メンバーが様々な議論に登壇したり、子ども参画をファシリテートしていたのみならず、GPeVAC の運営メンバーとしてサミットの運営もサポートしていた。最後には、サミット期間中に策定した市民社会

としての宣言を読み上げた。また、子どもの代表が様々な場面でスピーチやコメントを行っており、当事者である子どもが、会議の強い推進力として参加していたことが印象的であった。

● 早水研（日本ユニセフ協会専務理事）：パネリスト

子どもへの暴力をなくすためには、まずは政治的意思・コミットメントが必要で、それが社会の規範を変え、最終的に一般の人々の行動変容がおきるという流れが重要であることが、会議のコンセンサスとして確認された。

● 大谷美紀子（国連子どもの権利委員会委員）：パネリスト

子どもに対する暴力は「減らす」のではなく、関係者全員の努力と共働によって 2030 年までに「なくす」のだという強いコミットが表れた会議で、まさにソリューションズ＝解決策を共有・確認する場となった。子どもに対する暴力は重要な問題だと皆わかっていたが、ここまで来るのに長い時間がかかった。世界人権宣言 70 周年の年の初めに、子どもが恐怖のない環境で育つことの重要性や、そのための具体的行動について関係者が集まって話をしたことの意味は非常に大きかった。

● 篠崎ほし江（警察庁生活安全局少年課課長補佐）：パネリスト

各国の警察担当者や企業、NGO 等が参加した、オンラインの子どもの性被害対策に関するワークショップに参加。この問題に関する社会全体の意識を高めること、子どもには年少時から、また保護者に対しても教育・啓発を行うこと、加害者対策等を行うことが必要であり、そのためには各国で政治的に高いプライオリティを得ることが重要であることが確認された。日本でも内閣の重要施策としてこの課題に取り組んでいる。

● 野口明香里（Yahoo! JAPAN コーポレート統括本部 政策企画本部 政策企画室）：パネリスト

当社が中心となって運営するホットライン（セーフアーインターネット協会、SIA）で取り組んでいるネット上の児童ポルノ画像の削除については、海外のホットラインとの協力が重要で、各国関係者とテクニカルな情報交換やネットワーキングできたことが有意義だった、また、会議を通して、子どもに対する暴力を本気でなくそうと思っている関係者のパッションを感じた。

2. ハイレベル政治フォーラムサイドイベント概要

タイトル： Partnership for Building Peaceful and Resilient Societies by Ending Violence Against Children (平和でレジリエントな社会のためのパートナーシップ：子どもに対する暴力撤廃を通じて)

開催日時： 2018年7月12日

開催場所： Scandinavian House (米国ニューヨーク)

参加人数： 50名 (複数国の政府代表部、市民社会、研究者など)

開催趣旨： Collaboration and partnership among various actors in different sectors are the key fundamentals for successful implementation of the SDGs.

In the process of SDGs implementation in Japan, there has been some cases of success in multi-stakeholder collaboration. One such example is around SDGs Target 16.2, to end all forms of violence against children (EVAC).

In 2018, the Government of Japan expressed its strong commitment to become a pathfinding country for the Global Partnership to End Violence against Children at the “2030 Agenda for Children: End Violence Solutions Summit.” Under this commitment, preparations are currently under way for setting up a multi-stakeholder platform for collaboration to achieve SDGs Target 16.2, both internationally and domestically.

Achieving SDGs Target 16.2 and eliminating all forms of violence against children is a necessary basis for building peaceful and resilient societies that leave no one behind. How can the civil society, the government, and other sectors work in partnership to promote action towards ending all violence against children, both in international and domestic settings? Civil societies and governments from different countries are willing to join to share experiences and lessons learnt so far from multi-stakeholder collaboration and to discuss further steps for achieving SDGs Target 16.2 which will be key drivers to bring real transformation towards peaceful and resilient societies. We welcome the UN Special Representative of the Secretary-General on Violence against Children as well as the Executive Director of the Global Partnership to End Violence against Children to add insights and depths to our discussion including lessons learned from other pathfinding countries.

The seminar will be an opportunity to provide policy implications for domestic and international implementation of SDGs that contributes to transformation towards peaceful and resilient societies that leave no one behind, through partnership of different stakeholders and sectors.

プログラム（登壇者と発言ポイント、役職は登壇時のもの）

	Time	Program	Speaker
1	3:00-3:05 (5min)	Welcome	Moderator Tamara Tutnjevic Gorman, Policy Manager, Ending Violence against Children, World Vision International
2	<i>Partnership for Building Peaceful and Resilient Societies, and Ending Violence against Children as Fundamentals for Peaceful and Resilient Societies</i>		
	3:05-4:05 (60min)	Youth: Statement by the Youth from Latin America	Ms. Nadia Lomeli and Ms. Mariana Diaz Youth delegation from International Solidarity Marist Foundation and member of the Latin- American and Caribbean Movement for Children
		Ending violence Against Children: Seizing the Moment	Dr. Howard Taylor Executive Director of the Global Partnership to End Violence Against Children
		Ending Violence Against Children: Global trend, progress and challenges	Mr. Andrew Claypole, Senior Adviser, UN Special Representative of the Secretary- General on Violence against Children
		Civil Society: Partnership for Ending Violence Against Children: Experience of Japan	Ms. Noriko Shibata Senior Advocacy Adviser, World Vision Japan
		Civil Society: Ending Violence Against Children in Viet Nam: 'Swipe Safe Vietnam' Working Towards Peaceful and Resilient Societies	Ms. Philippa Nicholson Head of Programs, ChildFund Australia
		Civil Society: Ending Violence Against Children in Japan: 'Towards a Violence-Free Society in Japan'	Ms. Yumiko Horie Advocacy Manager, Save the Children Japan
3	4:05-4:25 (20min)	Discussion among speakers	Moderator and Speaker
4	4:25-4:30 (5min)	Closing	Moderator



3. 成果報告会概要

タイトル：子どもに対する暴力撤廃を目指して：世界におけるマルチステークホルダーによる取り組みと日本への期待

開催日時：2019年3月7日

開催場所：衆議院第二議員会館第5会議室（東京都千代田区）

参加人数：約60名

開催趣旨：現在世界では、5分間に1人の子どもが暴力の影響で命を落としている。そして、毎年少なくとも10億人の子どもたちが、身体的、性的、または精神的な暴力を受けている。このような状況に終止符を打つことを目指し、2016年に「子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」が国連事務総長により設立された。GPeVACは、SDGs16.2に掲げられた「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」という目標を実現するための国際的な枠組みで、現在世界23か国、328団体が加盟するなど、国際的にこの枠組みを通じて子どもに対する暴力をなくしていこうという機運が高まっている。

GPeVACの特徴の一つは、マルチステークホルダー、すなわち、政府関係者、NGO・NPO、専門家、民間企業、学術関係者、国際機関など、子どもに対する暴力をなくすための取り組みを行っているあらゆる関係者が、それぞれの知見と経験を活かし、協働して取り組みを行う仕組みにある。

2018年2月、日本政府もGPeVACへの加盟を表明し、現在は、マルチステークホルダー・プラットフォーム（円卓会議）を設立して、国際的な動きと連動しながら、日本国内における子どもに対する暴力をなくすための総合的な計画づくりを含めた取り組みに着手している。

いま日本では、多くの痛ましい事件をきっかけに、児童虐待防止法の改正や同法への体罰防止規定新設の動きなど、子どもに対する暴力をなくすための取り組みが加速しつつある。

しかし、子どもに対する暴力は虐待や体罰だけではない。国際的な動きを活用しながら、国内における子どもに対する暴力をなくすための取り組みをより一層活性化させていくには、どのような工夫が必要だろうか。

本セミナーでは、GPeVAC加盟国として先進的な取り組みを行うインドネシア、スウェーデン、カナダより、NGOと政府関係者をゲストに迎え、それぞれの国でのマルチステークホルダー・プラットフォームの経験を伺う。そして、日本のマルチステークホルダー・プラットフォームに向けた期待などについて議論を行う。

プログラムと登壇者（登壇・発言順、敬称略、役職は登壇時のもの）

- 11:00-11:05 基調挨拶
塩崎恭久（元厚生労働大臣、衆議院議員）
- 11:05-11:10 冒頭挨拶
佐藤靖（外務省国際協力局民間援助連携室長）
- 11:10-11:20 マルチステークホルダー・プラットフォーム調査結果概要紹介
柴田哲子（GPeVAC 日本フォーラム／ワールド・ビジョン・ジャパン アドボカシー・シニア・アドバイザー）
- 11:20-11:40 インドネシアの事例&市民社会の役割と視点
チャンドラ・ウィジャヤ（ワールド・ビジョン・インドネシア戦略・アドボカシーディレクター）
- 11:40-12:00 スウェーデンの事例&政府の役割と視点
アダム・ベイェ（スウェーデン大使館広報部広報・文化担当官）
- 12:00-12:15 カナダの事例&政府の役割と視点
シャノン・ハーレイ（カナダ公衆衛生局健康増進センター家庭内暴力防止課長）
（ビデオ登壇）
- 12:15-12:35 日本の取り組み
杉浦正俊（外務省総合外交政策局人権人道課長）
- 12:35-12:55 質疑応答および議論
- 12:55-13:00 閉会挨拶・国際機関からマルチステークホルダー・プラットフォームへの期待
中井裕真（公益財団法人 日本ユニセフ協会広報・アドボカシー推進室長）
- 司会：大野容子（GPeVAC 日本フォーラム/セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・スペシャリスト）



資料2 第1期パスファインディング国進捗レポート（2017年12月）

ここでは、2017年12月にGPeVACより発行された、最初の「パスファインディング国進捗レポート（Global Partnership to End Violence against Children (December, 2017), “Pathfinding Country Progress Report”）」の中から、第一期のパスファインディング国13か国に関する進捗レポート部分の和訳を掲載する。

なお、2019年3月現在、GPeVAC事務局では、新たに加わったパスファインディング国を含む23か国分の進捗レポートのアップデート版を準備している。

13か国の進捗レポートから導かれる共通項および今後日本にとって参考にし得る成功事例は以下の通り。

- 各国に見られる共通項
 - ・ INSPIRE 戦略を踏まえたナショナル・アクション・プランの作成
 - ・ 予算に課題（ナショナル・アクション・プラン実施のための予算確保が難しいケース多数）
 - ・ 国際的なNGOの介入事例が多い
 - ・ 体罰禁止を重視している
 - ・ オンライン上の暴力に対する取り組みが弱い（日本の取り組みやプレゼンスを示す介入の余地あり）



エルサルバドル (El Salvador)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2010年2月）：CRC selected recommendations
 1. 子どもが属するあらゆる環境下での体罰の撤廃。
 2. 子どもへの暴行、性的暴行、殺人を行った加害者に対する徹底的且つ効果的な摘発と訴追、ならびに被害を受けた子どもへの支援サービスの設置。
 3. 子どもの権利条約と批准済の選択議定書に基づくナショナル・アクション・プランの改定と評価。
- 政治的意思と調整：Political will and coordination

VACの蔓延は、政府がその5か年開発計画（2014年-2019年）において子どものためのサービスやプログラムを優先化し、子どもの権利の保護を強調することに繋がった。子どもと若者の完全保護法（the Law of Integral Protection of Children and Adolescents）の採択により、国家レベルの子どもの保護制度が構築された。この法律の下、CONNA（the National Council for Children and Adolescents）が、制度間の調整や子どもと若者の権利の保護の責任を負っている。CONNAはまた、子どもと若者に関する国家政策（2013年-2023年）の策定と実施を課されている。この政策は、短期・中期・長期的な戦略とVACを削減するための具体的な活動を定めている他のイニシアチブによって補完されている。市民の安全と平和的共生のための国民会議（the National Council for Citizen Security and Peaceful Coexistence）は、公的組織と民間組織により構成され、市民の参加を促進し、政府とのパートナーシップの下、エルサルバドル安全計画（the Plan El Salvador Seguro）を実施するメカニズムである。この安全計画は、子どもや若者の保護に関する要素も含んでいる。2016年以降、国家教育委員会は、エルサルバドル教育計画（the Plan El Salvador Educado）の策定と実施のモニタリングを行っている。

- 協議：Consultation

子どもの保護システムは、様々な組織により構成されている。例えば、専門化された司法、子どもの権利に対する脅威と侵害を調査する16の保護委員会、子どもや子ども専門の公的機関のために活動するCSOsにより組織されるthe Shared Care Networkなどである。子どもに対する暴力への取り組みを行うにあたって主要な働きを担うのは、USAID、PAHO、CDC、UNDP、Promundo and the Instituto Universitario de Opinión Pública (El Salvador)である。

- データ収集：Data collection

毎年CONNAは、子どもの健康、教育、レクリエーションや参加等、子どもの発達と生活の側面を描く子どもの状況の詳細レポートを発行している。2014年、保健省の国家健康機関は、UNICEFのMICSプログラムの一環として、統計国勢調査総局（the General Directorate of Statistics and Censuses）と協働して、国家健康調査を実施した。調査は、幼少期の子どもの発達や保護も含む内容となっている。2017年には、CDCとTogether for Girlsのサポートを受け、法務省やIOMの支援のもとVACSが始動し、データ収集が行われており、報告書が2018年に発行される予定である。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

子どもと若者の完全保護法（the Law of Integral Protection of Children and Adolescents）および子どもと若者に関する国家政策の一部として、エルサルバドルは、2017年までの子どもと若者の包括保護に関する国家計画（National Plan on the Comprehensive Protection of Children and Adolescents）を有していた。本国家計画の評価と得られた結果に基づき、2018年には子どもに対する暴力撤廃のための国家計画（the National Action Plan to End Violence against Children）が策定される予定である。

- 実施と評価：Implementation and evaluation

2017年8月にエルサルバドルは児童婚を禁止する家族法の改正を承認し、同年11月には青年期妊娠を予防する国家戦略（the National Intersectoral Strategy for the Prevention of Adolescent Pregnancy）を承認した。同戦略では、14歳以下の子どもの妊娠率が高い25の地方自治体への短期的介入を優先し、残りの地方自治体に対する長期的介入を今後10年間に行う。加えてCONNAは、暴力を予防し家庭環境において平和的な文化を促進するため、Marca mi vida (2014-2015)、Protection Begins in the Home, with Good Treatment and Positive Discipline (2015-2016)、Protection Begins at Home with Comprehensive Education for Sexuality (2017) の3つの国家レベルのキャンペーンを実施している。また、2015年から、ラジオ番組であるTalk With Meが開始され、家庭や社会に対しポジティブ・ディシプリンを広めている。さらには、保護サービスへの子どもによるアクセスを向上させるため、初めての国家ヘルプラインが2018年に開始予定である。

移民の動態、特に不規則な移民の流入は、エルサルバドルにおける子どもや若者の保護、ケア、育成における新たなニーズや懸念を引き起こしている。近年の移民研究によると、暴力、特にギャングに関連する暴力とジェンダーに基づく暴力は、社会サービスへの限られたアクセス、家族の再統合、機会の欠如に加え、子どもの移民を生む代表的な要因の一つであることが明らかになっている。

- 予算：Budget

- 機会：Opportunities

1. CONNAの下に、The Shared Care NetworkやVACSのためのプラットフォームを土台とする効果的なマルチステークホルダー・プラットフォームを設立する。このプラットフォームは、政府、国連機関、市民社会、民間企業、アカデミア、FBO、子どもたちの代表を含む、保健、司法、社会的包摂、教育などの分野のグループによる関与を積極的に支援する。
2. 現在国会において審議中の、「子どもと若者の包括保護法2009 (the Law for the Comprehensive Protection of Children and Adolescents 2009)」の改正に、すべての体罰の明白な禁止と体罰使用の法的弁護の廃止を含む、あらゆる形態のVACの禁止が含まれるようにすることと、これらの改正に対して適切に資源が配分され実施されるようにすること。資源配分には、啓発キャンペーンや保護者や専門家に対するポジティブ・ディシプリンの研修を含む。
3. 既存の計画の評価や調査結果に基づいた子どもに対する暴力撤廃のためのナショナル・アクション・プランを、マルチセクター、マルチステークホルダーへの協議を通じて策定する。
4. 全ての政党からの候補者（2018年議会選挙、2019年大統領選挙）がVACの予防に対し真剣に誓約するよう、移行戦略を策定する。

- 参照：References

Encuesta Nacional de Salud-MICS 2014, Resultados Principales

- SDGs 報告：Reporting into SDGs

エルサルバドルは2017の持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）において報告を行っている。

- 政府連絡先：Government contact

Zaira Navas, Executive Director of the National Council for Children and Adolescents

インドネシア (Indonesia)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2014年7月）：CRC selected recommendations

1. 子どもが属するあらゆる環境下での体罰の完全な撤廃。
2. 子どもの福祉と保護を促進するための国家戦略計画の策定と実施。
3. 子どもへの暴行、性的暴行、殺人を行った加害者に対する徹底的且つ効果的な摘発と訴追、ならびに被害を受けた子どもへの支援サービスの設置。

- 政治的意思と調整：Political will and coordination

子どもの権利の実現と保護に対するインドネシア政府のコミットメントは、子どもの福祉と保護に関するマイルストーンが設定されている国家中期開発計画（2015年-2019年）に見て取ることが出来る。この総合的な政策とプログラムは、予防と保護に分けることができる。予防の観点では、国家は子どもの権利の侵害を予防する全人的な戦略を開始した。この戦略は、家族研修センター、チャイルドフレンドリースクール、子どもフォーラム、コミュニティベースの子ども保護のイニシアチブを網羅する、子どもに優しい地区・都市と呼ばれる評価可能なプログラムに落とし込まれている。この活動は、現在 68%達成されており、具体的には、2017年において 516 のうち 349 の地区・都市が子どもにやさしいと認定されている。保護の観点では、現在インドネシア政府は、子どもに対する暴力の加害者に対する刑を重くする法律 17/2016 を制定している。この法律は、子ども保護に関する法律 23/2002、少年司法制度に関する法律 11/2012、子ども保護法改正に関する法律 23/2002 の改正法 35/2014 などの、既に確立されており、特に子どもの保護のために制定された法文書に追加されるものである。これらの法律を具体化するものとして、インドネシア政府は、子どもに対する暴力撤廃のための国家戦略（2016年-2020年）を策定した。この戦略は、セクター間のパートナーシップに加え、基本原則、優先的介入、調整とモニタリングメカニズムの特定のため、政府機関・コミュニティ組織の双方によるイニシアチブの集約に焦点を当てている。さらに、6つの領域を強調している。具体的には、法律と政策の遂行支援、暴力に対し寛容な社会規範や価値の変容、子どものケアに対する愛情を高め支援を増加する、被害者にとってアクセス可能な質の高いサービス提供、データとエビデンスの改善である。インドネシア政府は、女性のエンパワーメントと子ども保護省（the Ministry of Women's Empowerment and Child Protection）を通じて、女性と子どもに対する暴力の撤廃、女性と子どもの人身取引撤廃、女性に対する経済的障壁の撤去を目指す「Three Ends」と呼ばれるフラッグシッププログラムを実施している。これら3つのプログラムは、相互に関連しており相互に効果を与えている。

- 協議：Consultation

これらの戦略の策定・実施には、全ての関係する中央省庁、地方政府機関、多様な国レベル・地方レベルの NGO、民間企業、メディア、宗教・コミュニティグループ、若者・子どもフォーラムが関わっておりまた、子どもに対する対面・オンラインによる協議が行われている。

- データ収集：Data collection

データ収集は、子どもに対する暴力の事例、提供されたサービス、事例の進捗報告のデータをインドネシア全土の地方自治体が提出する“Simfoni”と呼ばれるオンラインシステムを通じて行われている。このシステムは、国内における子どもにやさしい地区・都市の状況のマッピングも行っている。体系的な文献調査やデータ分析もまた行われている。さらに政府は、2018年以降毎年継続的に子どもに優しい地区・都市プログラムの評価を行うことに対する資源提供を誓約している。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

政府は、2010年より介入戦略を再開しており、また 2016年には国家戦略を立ち上げている。これらの戦略は、既存の政策との繋がりを持ちつつ、優先度の高い活動をリストアップし、RPJMN に基づいた具体的な指標を設定している。

● 実施と評価 : Implementation and evaluation

どちらの戦略も INSPIRE に沿ったものとなっている。それらは、法の施行と執行を基礎とし、既存の規範や価値を考慮に入れ、安全でサポート体制の整った環境づくりを促進し、子育てに焦点を当て、より良い子育てに繋がる女性の経済・収入向上を強化し、対応・支援サービスの促進を強調し、そして子どもへの教育とライフスキルの重要性を認識するものである。

評価は、国家開発計画省 (the Ministry of National Development Planning) による調整の下、女性のエンパワーメント及び子ども保護省 (the Ministry for Women's Empowerment and Child Protection) と、人間開発と文化のための調整省 (the Coordinating Ministry for Human Development and Cultural Affairs) との協働により行われる。

● 予算 : Budget

多額の資金が、女性のエンパワーメント及び子ども保護省をはじめとする関連省庁に配分された。2015 年には、予防と保護のプログラムに対する予算の 30% が配分されたことにより、同省の予算は 400% 以上増加した。

● 機会 : Opportunities

1. 力があり活動に意欲的な現地 NGO が、インドネシアの様々な場所で介入を行っており、子どもに優しい地区・都市のための国家タスクフォースや子どもに対する暴力撤廃のための CSO 連盟を設立している。インドネシア子どもにやさしい企業、子どもにやさしいメディアネットワーク、中央・地方レベルの子どもフォーラムが設立されており、これらが現行の子ども関係政策の策定と実施に積極的に貢献している。また、これらの介入と調整は、包括的、セクター横断的、且つ、インドネシアの地方分権的なコンテキストも踏まえたものとなっている。
2. 試験的介入が行われており、その多くが、国全体に介入を展開するために、報告・評価されている。
3. 政府は、子どもの保護に関する調査の財政基準に沿った評価に乗り出しており、予防プログラムへの移行を後押しするエビデンスを得ている。
4. 資金の入手可能性、データへの高い関心、SDG16.2 のモニタリングへの誓約が、子どもへの暴力に関する調査に繋がっている。
5. 既存のエビデンス、評価されたモデルプログラム、政治的誓約が、子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止する土台を築いている。これは、適切なリソースを伴って暴力の禁止が実行される、子どもにやさしい学校を含み、先生や保護者、養育機関、専門家のためのポジティブ・ディシプリンに関する啓発キャンペーンやトレーニングを含んでいる。

● 参照 : References

1. Act No. 35 Year 2014;
2. Act No. 17 Year 2016;
3. National Mid-Term Development Plan (RPJMN) 2015-2019;
4. National Strategy on the Elimination of Violence Against Children 2016-2020

● SDGs 報告 : Reporting into SDGs

インドネシアは 2017 年に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムにおいて進捗報告を行っている。

● 政府連絡先 : Government contact

Pribudiarta Nur Sitepu, Ministerial Secretary of the Ministry of Women's Empowerment and Child Protection

ジャマイカ (Jamaica)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2015年3月）：CRC selected recommendations
 1. 予防活動と啓発キャンペーンを含み、調整され組織化されたアプローチを伴う国家戦略の実施
 2. 体罰禁止に向けた法改正、学校内で起こる暴力の事例を対象とする国家安全な学校政策（the National Safe School Policy）の承認
 3. 子どもが、暴力事例を報告し、または被害を受けた子どもへの保護サービスへアクセスしやすいメカニズムを構築するための国家戦略の形成。
- 政治的意思と調整：Political will and coordination

首相の Andrew Holness は、暴力の恐怖に対処するための早急なそして統合されたコミットメントの必要性を訴えている。「パスファインディング国としてジャマイカは、暴力を予防し対処するため、包括的で調整され、多分野にわたるサービスを提供することを誓約している。私たちはあらゆる形態の暴力や搾取から子どもを守るために法制度を強化し、それらの活動の中心で子どもたちに意義ある役割を与えるための準備が出来ている。このパートナーシップを通じて、私たちは変化をもたらすことをリードするための重要な機会を活用しており、私たちの愛する子どもたちも同様に行動を起こすようにする責任を負っている。」と話している。主導的立場にある教育・若者・情報省（the Ministry of Education, Youth and Information：MOEYI）は、UNICEF からの支援を受け、VAC に関するテクニカル・ワーキング・グループにシニア・コーディネーター（University of the West Indies Institute of Criminal Justice and Security のコンサルタント）を任命した。ワーキング・グループは、内閣府、外務・交易、保健、教育、労働及び社会保障の各省の代表と子どもにフォーカスした NGO や財団を含んでいる。

- 協議：Consultation

ジャマイカ政府は、INSPIRE 戦略に基づく、より大きく統合された活動を可能にするために、既存の介入、政策、法制度について調査を行った。2016年11月、6つの省庁と主要政府機関、国連、民間セクター、学術機関、若者、市民社会から100人近くのステークホルダーが、ジャマイカ・イニシアチブを発表するために内閣府に参集した。子どもに対する暴力に関するテクニカル・ワーキング・グループに加えて、ジャマイカにおける暴力予防連盟は、あらゆる形態の暴力に関するガイドダンスと情報を、政府機関、NGO、FBO、コミュニティベースの組織やメディアに対して継続的に提供するとともに、MOEYI と協働で、ジャマイカのパスファインダーロードマップを完成するよう取り組んでいる。

- データ収集：Data collection

世界銀行と UNICEF は、ジャマイカ警察や大学（University of the West Indies Institute of Criminal Justice and Security）を含む複数の組織から集めた犯罪や暴力に関するデータを統合する Crime Observatory 計画を支援している。これらのデータは、UNICEF やジャマイカ国内の教会を束ねるグループ、その他の機関が、ターゲットに焦点を当てた介入を行うために利用される。加えて、ジャマイカでは、最初のマルチステークホルダーによるいじめと友人間の虐待に関する国家調査となる、「ジャマイカの子どもへの育成に対する友人間虐待（いじめ）の蔓延と影響に関する調査（UNICEF Jamaica, 2015）」を発行した。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

ジャマイカ政府は、エビデンスに基づく政策イニシアチブとプログラムを実施している。具体的には、乳幼児対象の施設での体罰の禁止、子どものケアと保護法（Child Care and Protection Act）の可決、子どもの正義のためのナショナル・アクション・プランの支援、子どもアドボケート事務所（the Office of Children Advocate）と子どもの登録と乳幼児期の保護者支援委員会（the Office of

Children Registry and the Early Childhood and Parenting Support Commissions) の設立である。加えて、MOEYI は子どもと暴力に対する包括的な対応のためのナショナル・アクション・プランの発展のために指揮をとっている。政府はジェンダーに基づく暴力に対するナショナル・アクション・プランを承認し、2017年12月6日に始動している。

● 実施と評価 : Implementation and evaluation

ジャマイカにおける VAC 撤廃のための核となるイニシアチブは INSPIRE 戦略内の以下のような介入を含んでいる。

- (I) 男女を分けた子どものための拘置場の設置と、法廷においてビデオによる証拠を認める法律の策定
- (R) 暴力が高く蔓延する地域における、病院をベースにした子どもに対する虐待削減プログラム (CAMP Cornwall) の形成
- (N) 学校における行動変容と体罰に関するタスクフォースの支援
- (E) UNICEF 支援による学校全体のポジティブな行動介入と公立学校における支援枠組みの拡大

● 予算 : Budget

ジャマイカ政府は現在、140 億ジャマイカドル (US\$110 million) を投入した。さらに年間 32.6 億ジャマイカドル (US\$26 million) 必要であるがその内訳としては、ジャマイカの子ども一人当たりに対し、一日に 3,800 ジャマイカドル (US\$30) の追加的投資を意味している。

● 機会 : Opportunities

1. 国中で集められたデータに基づく子どもと暴力に関する統合的対応に関する国家計画の完成。
2. 身体的、心理的、性的な暴力から引き起こされる経済的インパクトや費用に関する研究を行う。
3. 子どもへの暴力に関するマルチステークホルダーグループの調整の着実な支援。
4. 子どものレジリエンスと平和マネジメントプログラム (the Child Resiliency/Peace Management programme) や学校におけるポジティブな態度による介入と支援枠組み (the School-wide Positive Behavior Intervention and Support framework) のようなプログラムを拡大することにより、両親や専門家に対するポジティブ・ディシプリンの啓発キャンペーンやトレーニングを含め、暴力の禁止が十分な予算配分の下実施されるようにする

● 参照 : References

Summary of Activities–10 Years of Working for a Violence-Free Jamaica, Violence Prevention Alliance, 2015

● SDGs 報告 : Reporting into SDGs

ジャマイカは 2018 の持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先 : Government contact

Kamina Johnson-Smith, Minister of Foreign Affairs and Foreign Trade and Floyd Green, Minister of State in the Ministry of Education, Youth and Information

メキシコ (Mexico)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2015年3月）：CRC selected recommendations
 1. キャンペーン、国家のイニシアチブ、そしてロードマップの存在を確保するための予防指針の設置。
 2. 教育、和解、そして社会の中に存在する紛争などの被害者の再統合を目的としたストリートチルドレン向けのサポートプログラムの設置。
 3. 教育環境、保健センター、青年期の若者を拘束、あるいは労働目的で子どもを使うような施設に対し子どもが自由に発言できるようなわかりやすい形での機能の導入。
- 政治的意思と調整：Political will and coordination

メキシコは、若者や子どもの保護に関する一般的な法制を承認するまでに、2014年には子どもの権利に対する認知に大きな進歩を見せた。法制度は権利を子どもの権利委員会にならって原則の中に記し、子どもの包括的な保護のための国家システムを構築しました。レベルの異なる政府を運営する政策コーディネーションメカニズムと子ども保護の権威が子どものケアを促進し、暴力やほかにも子どもの権利を侵害するものに対する対応策を策定するものである。そのため、2016年の12月にナショナル・アクション・プランの発展と実施を制度化するために、暴力に関する組織横断的政策委員会を既存の子どもの保護に向けた包括的なフレームワークのための国別システム内に設置された。委員会の仕事は、INSPIRE 戦略に共鳴している7つのサブ（ワーキング）グループから構築される。政府は2011年にVAC撤廃のための中央アメリカ地域ロードマップに調印している。そしてそれは、子どもへの体罰を禁止するコミットメントを含んでいる。

- 協議：Consultation

ナショナル・アクション・プランを発展させるための過程には6か月を要し、これはほぼ参加型のものであった。31の連邦政府機関、21のCSO、3の自治団体、国会、学会、WHOやUNICEFがこれに関わった。子どもと青少年もまた参加型という手法に適応していた。

- データ収集：Data collection

数年前、メキシコは顕著にVACに対する理解が深まった。特に、体罰や青少年期の身体的・性的暴力、学校や家庭内暴力、そして暴力に対する見方、これらはいくつかのデータ、4つの人口調査、4つの概要的記録や6つの国レベルでの調査、によって明らかになったものである。加えて、介入記録もマッピング手法が政府によって導入された。CSOや他のこの活動の従事者は、UNICEFメキシコによってデザインされた質問項目やレビューを通して概要の理解が進んだ。これらの活動は主要機関が存在するエリアでは特に効果的に受け取られていった。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

女子、男子ともに青少年に対する暴力への対応、そしてVAC撤廃に向けてのメキシコ・ナショナル・アクション・プランは2017年の8月に開始された。それは、2014年の12月に施行された子どもと青少年の権利に関する一般的な法律とつながるものである。ナショナル・アクション・プランは31の具体的なアクションが明確に記されており、7つのINSPIRE戦略と横断的活動が用意されており、これらの目標は2018年までに達成されるように予定されている。また、ナショナル・アクション・プランには信頼できる団体が存在する。実施の最初の段階としては、政府介入を強化することに重きをおいた。次なる手としては、パイロットプロジェクトを通して3つのメキシコ連邦法人、Baja California Sur、GuerreroとTamaulipas、が強化されることに焦点をあてた。副次的国家は技術的支援を受けることができる。そうして、最後の段階では2030年までに各々の自治体で活動決定の機会を提供することを予定している。

● 実施と評価：Implementation and evaluation

メキシコの VAC 撤廃のための核となるイニシアチブは INSPIRE 戦略の中から以下の干渉を含んでいる。

- (1) 国レベルでのメディアを用いたキャンペーン。
- (2) 子ども保護の権威を強化しそして他の調査メカニズム同様保護メカニズムを促進する（ホットラインや病院などの治療施設）。
- (3) 学校におけるライフスキルや予防プログラムの継続促進。横断的活動はギャップを埋めるためのデータ、特に 0 歳から 18 歳までの暴力の浸透に関する実態調査についての強化を含んでいる。

● 予算：Budget

ナショナル・アクション・プランは内務省大臣の Miguel Angel によって 2017 年の 8 月 2 日に始まった。セクター間、メディア、市民社会、学会、地方自治体や企業、組織が特定の貢献によってナショナル・アクション・プランの実施にコミットメントを示した。

● 機会：Opportunities

1. パイロット州(Tamaulipas, Guerrero, Baja California Sur)の市民社会の強い変化を確認し、将来のプログラム評価策定を強化するための VACS を引き受ける。
2. VAC を防ぐための真剣なコミットメントをすべての党の候補者から示してもらうため政治的な変革にも耐えうるよう戦略を発展させる。
3. 企業を巻き込むための財政戦略も発展させる。
4. 子どもに対する体罰を禁止するための評議会においての議論で契約を締結させ、啓発活動や肯定的な指導の仕方を養育者や教師に訓練することなどを通じてより適切に体罰の禁止が施行されそして普及されることになる。

● 参照：References

Plan de acción de México para prevenir y atender la violencia contra niñas, niños y adolescents

● SDGs 報告：Reporting into SDGs

メキシコは 2018 に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先：Government contact

Alfonso Navarrete Prida, Minister of Interior and Ricardo Bucio Mujica, Executive Secretary of the National System for the Comprehensive Protection of Children and Adolescents

モンテネグロ (Montenegro)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2010年10月）：CRC selected recommendations
 1. 子どもの権利条約に基づいたナショナル・アクション・プランナショナル・アクション・プランナショナル・アクション・プランの容認と協定への調印。
 2. 子どもの虐待、暴力を減らし、その事柄についての気づきを高める必要性を強調した非暴力戦略の施行。
 3. 教授法に関する介入、学校環境の整備、子どもへの暴力に関してのより深い理解といった点に関しての学校の質の向上。
- 政治的意思と調整：Political will and coordination

政府は近年モンテネグロでの VAC 撤廃を達成するため、暴力からの子どもの保護、抑止のための戦略 2017-2021 に初めて調印した。また同じ理由から、2016年にモンテネグロの家族法が修正され、体罰を含むあらゆる VAC が禁止されるようになった。2016年1月には、モンテネグロ政府は暴力や搾取から子どもを守るため分野を超え協力し合い、議論が活発になり、政治政策に直接的に反映できるようになることを目的として、高次的省庁横断的議論を開催した。VAC を終わらせるため、またシステム面からの貢献を促進するため、政府のコミットメントが何回も確認され、複数年のキャンペーンとして、2016年の7月にモンテネグロ首相によって設立された。最初の段階としては、オンライン上での暴力に取り組み、次の段階として 2017年の2月にハイレベル会議をスタートさせた。これらは主に家庭内暴力と子ども時代におこりうるあらゆる形の難しさに焦点をあてたものであった。この会議は、23のうち22の自治体で子どもと親に関する公共の場での話し合いがもたれたのと同様、あらゆる形の暴力から子どもを守るという議題で行われた公共のものであった。

- 協議：Consultation

暴力から子どもを防ぎ守るためのモンテネグロのナショナル・アクション・プラン 2017-2021 マルチステークホルダー、政府、UNICEF、NGO や高等教育機関、メディアを含むマルチコンサルテーション、そして若者のネットワークを通じて発展していった。

- データ収集：Data collection

子ども時代の困難であった経験に関する基礎研究が 2013年に行われた。そこで、暴力の高次的普及と WHO による政策談話にて指摘された子ども時代の他のつらい経験が報告されている。同年に、「Ipsos」と呼ばれる研究機関が VAC に関する気づき、関心や実践に関する研究を行った。2016年には、女性の権利センターと UNICEF が行う暴力の被害者である女性や子どものための SOS ヘルプラインにて、子どもに対する暴力に関連した公共の場で似たような調査を行った。加えて、調査は London 大学経済学部と連携し UNICEF によって開発されたグローバルキッズオンラインリサーチネットワークの中で子どもと親のオンライン上での経験について調査を行った。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

2017年に、政府は暴力を事前に防ぎ、また暴力から子どもを守るための初のモンテネグロ戦略とアクションプラン 2017-2021 を打ち出した。そこで、ビジョン、ゴール、多くの専門領域と連携した戦略目標、そして学校、基礎健康ケアセンターや社会サービスや裁判システムなどの重点エリアを設定した。家庭内暴力を含む VAC から子どもを守るため、コミュニティベースで行われる多分野複合型チームは現在 17 の自治体で行われており、あらゆる暴力から子どもを守るための包括的アプローチをつくりだしている。

- 実施と評価：Implementation and evaluation

アプローチをモニタリングし評価するためのシステムを構築することは、アクションプランの戦略

目標のうちの一つである。これは、6つのINSPIRE戦略を行うことを狙ったものであり、以下の提示された介入も含まれている。

- (I) 子どもと一緒に働くための条件として性的搾取や虐待などの極めて厳しい子どもに対しての暴力のための前科がないと約束し、またそれを提示してから加わること。
- (S) 被害者の子どもの常習化を防ぎ、裁判や検察と子どもにやさしい環境を分けること、高性能の機械を使用して別室で子どもにインタビューをするなどのビデオでの連携を図るなどのやり方で加害者と子どもの接触をなくす。
- (P) 新生児を持った家族へ看護師が訪問する機会を増やし、またその訪問の質を高める。
- (R) 子どもや青少年の心的治療を設定し、また加害者と協働する質の良いサービスを開発する。オンライン上の子どもの性的搾取と戦う WePROTECT グローバルプログラムの中で、「ネットフレンド」と呼ばれる教育的アプリを、子ども、子どもを取り巻く社会や専門家の中でオンライン上での安全性への気づきを高めるために導入した。

- 予算：Budget

各々の介入にかかるコストは年間、もしくは各回で見積もられる。

- 機会：Opportunities

1. 重点的なパフォーマンス指標を数量化し、効果的な監視や評価メカニズムを構築する。
2. 啓発活動や親や教師に向けた肯定的な指導方法の訓練などを含めた2016年の体罰禁止制度を実施する。

- 参照：References

Montenegro Strategy for the Prevention and Protection of Children from Violence and the Action Plan 2017–2021

- SDGs 報告：Reporting into SDGs

モンテネグロは2016に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

- 政府連絡先：Government contact

Kemal Purišić, Minister of Labour and Social Welfare.

ナイジェリア (Nigeria)

● 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2010年6月）：CRC selected recommendations

1. 死刑、とりわけ18歳以下の者の死刑の実施の関する制度への効果的な禁制。
2. 子どもに対する暴力への気づきを喚起させる取り組み、それに関連した伝統的・慣習的論説にまつわる対話や大人・子ども向けのトレーニングの容認。
3. 拷問を無法だと記す公式文書の認定。18歳以下の人は誰であっても拷問や非人道的、下劣でひどい扱いを受ける対象になってはならないということが広く認められるようになること。

● 政治的意思と調整：Political will and coordination

ナイジェリア国家人口委員会は2014年にVACに関する取り組みを行った。そこでの結果は、国家や州レベルでの政策立案に対して大きく影響を及ぼすものであった。ナイジェリア首相のMohammadu Buhariは、VAC撤廃にコミットメントを示すとともに、政府組織、市民団体やFBOからなる高次のTWGによって開発された優先アクションとしているナイジェリアにおけるVAC撤廃に向けた書面、それにあわせて2015年にはVAC撤廃に向けた年間アクションを打ち出した。首相は、2016年に政府のコミットメントを見直し、SDGに沿う形で2030年までのVAC撤廃に向けたアクションプランを打ち出し、そのためのロードマップを発表、包括的なナショナル・アクション・プランを発展させるためのコミットメントをその中で表明した。7つの州は週ごとにVAC撤廃に向けた指針を表明し優先アクションについても見直しを行った。これらのアクションは、UNICEFやPEPFAR、財政的支援としてはUSAID、CDC、そしてユーロによって支えられた。人道的支援によって影響を及ぼした国として、人道的支援のための国連オフィスは、人道支援会議をボルノで行い、保護のためのワーキンググループサポートや子どもや性暴力に特化したサブワーキンググループを含めた政府主導の人道支援フォーラムを開催することを支援する運びとなった。

● 協議：Consultation

TWGは州の女性や社会保障に関する省庁（the Federal Ministry of Women Affairs and Social Development）によって運営されている。7つの州は、独自のTWGを持っている。州、そして国家レベルのTWGは、主要な政府機関や法的サービスを含む独立した市民団体、NGOや宗教団体などの代表者が所属している。TWGは話し合いをまとめ、優先的アクション、ロードマップ、そして省庁、19地方からのNGO、24グループからなる宗教リーダーからの年間の進捗状況をまとめたレポートなどを扱っている。VACに関わる者からの気づきや公的投資からの異なるアセスメント結果もまたTWGの活動の一環として機能している。

● データ収集：Data collection

ナイジェリアはVACSに加わった初の西アフリカの国である。ナイジェリア連邦政府の国家人口委員会のもと、この調査は、CDCとUNICEFに支えられる形で進んだ。13から24歳の男女を対象として国レベルで推定される暴力のレベルを確認できるよう工夫し、分野横断的調査を行った。女性と社会保障に関連した省庁は子ども保護のための情報処理システムまで活動の場を広げ、システムとして、また緊急事態の時のことを踏まえて、さらに暴力の被害にあった子どもに対してのサービス提供などの基盤データを算出するため、この取り組みを進めている。

● ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

2030年までのVAC撤廃のためのナイジェリアのロードマップは2016年10月に発表された。ここでは、ナイジェリア政府がこの活動のあらゆる場面でコミットメントを示すことが述べられている。ロードマップは体罰を含む（ものの、体罰に焦点を当てて取り組んでいくということではない）あらゆる深刻な暴力に対しても取り組んでいく。TWGは近年ナショナル・アクション・プランと社会規範変革戦略に取り組んでいる。

● 実施と評価：Implementation and evaluation

ロードマップ上での国レベルの重点項目は以下のとおりである。

- (1) 暴力を抑止しそして対応するための法制定・政策の施行。
- (2) 暴力抑止効果の拡大と暴力に関する事柄に対してアンテナをはる。
- (3) 子ども保護への投資増加。
- (4) 調査法の改善、VAC 撤廃プログラムのモニタリングと評価。
- (5) 子ども保護システムのモデル化。

ナイジェリアでの VAC 撤廃への動き—優先的アクションは各々のアクションで行わなければならない活動やそれを担当する主要パートナーを明確にするという点で非常に重要な文書である。これに対しては、予算の割り当て、時間的制約やモニタリング・評価体制などが決められていないということを確認したうえで、ナイジェリア政府は 2018 年にナショナル・アクション・プランを発達させるためにコミットメントを表明した。

● 予算：Budget

2017 年には、UNICEF は子ども保護のための取り組み、財政的ベンチマーク、そしてこれらのサービスを提供するにあたってかかる費用や予算のアセスメントにナイジェリア政府が初めての基準ラインを採用することを支えた。これらの成果は、2018 年の 3 月までに公開される。これらの研究は、大統領がロードマップへのコミットメントを表明したことを実現させ、優先アクションの実施のための予算案の改善につながる事が予想される。

● 機会：Opportunities

1. VAC 撤廃に向けた調整されたタイムライン、予算案、各セクションの説明責任、そしてこの活動に参加するにあたって示した達成すべき国レベルでの目標の基準ラインの設定などを含む包括的なナショナル・アクション・プランを改善させる。
2. ナショナル・アクション・プランと連携し VAC に対処するための社会規範変革ナショナル・アクション・プランを開発する。経済効果や暴力がもたらすあらゆる場面での被害に関する研究を行い、財政的ベンチマークや子ども保護のためのサービスにおける重要なアドボカシーツールとして使用されることを目標として設定する。
3. 2003 年に採択された子どもの権利アクションの拡大を継続する（現在 36 州のうち 24 州が活動に加わっている。また、この子どもの権利法ではあらゆる VAC（体罰含む）を厳格に禁止している。）
4. ナイジェリアの 9 つの州で実施されている VAC 撤廃に向けた政府主導の包括的プログラム（国を超えても応用可能な持続的な子ども保護システムの構築）のモデル化を継続、統合的なサービス供給と成功例を収集している情報処理システムの促進（1 つのモデル州であるクロスリバーで報告された事例では、関係する子どもたちに提供されたサービスでは 25% の改善が見られた。）これは、VAC の事例として報告を受けている 5% 以下の子どもたち（うち 2% が男児）が実際にいずれかの支援を受けたという VAC の結果と比較されている。
5. 開発にあたって、また特筆すべきは緊急な対応を要する国での活動であり、協働関係にあった北東の国々で報告された人道的対応からの教訓をいかす。

● 参照：References

1. Nigeria – a Pathfinding Country: A Road Map for Ending Violence Against Children
2. Ending Violence Against Children in Nigeria – Priority Actions

● SDGs 報告：Reporting into SDGs

ナイジェリアは 2017 に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先：Government contact

Jummai Mohammed, Child Development Director, Federal Ministry of Women Affairs and Social Development

パラグアイ (Paraguay)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2010年6月）：CRC selected recommendations

1. 原則に関連した法制度の調整、議会の開催、近年の国内法制度を強化。
2. 子ども保護のための国家システムの有用性を保障するための子どもや青少年のための国家会議の促進と調整。それにより、各自の地方自治体の子どもに関する議会内での任命。
3. 議会と調印したプロトコルに関連した新たな国家のアクションプランの施行。

- 政治的意思と調整：Political will and coordination

ユニセフによる支援とリーダーシップによる子どもと青少年期の若者に対する質が保障された効果的な投資。VAC撤廃に向けた進展は、この書面の1つのゴールであり、この重要性を高次的政治レベルへと高めるものである。毎年、政府組織はこれらの取り決めごとに対しての責任を持ち、その一指標として子どもとNGO組織に対して報告を行っている。2011年には、国連の子どもに対する暴力の勉強会への報告を1つのフォローアップとして行い、より小さな地域グループでの話し合いをもった。青少年期の若者も含むVACへの対応として保護のための国家会議が大統領令として行われることを取り決めされた。

- 協議：Consultation

この多分野にわたる委員会は政府省庁、政府機関、地方自治体、市民正義団体（the justice sector and civil society）の代表者によって運営されており、子どもと青少年への国家事務局によってコーディネートされている。過去5年間で、委員会はVAC撤廃に向けて、サービスを提供するにあたって横断的な協力を強固なものにする、公的アジェンダにて特に女性に対しての性的暴力に関してのVACの視覚化を図る、などの項目を含み大きく前進した。そして、2016年に法律5659条が会議を通過し、このことによって子どもに対しての体罰を法的に禁止することができた。

- データ収集：Data collection

国レベルでのこの事柄に関する最初の代表的な研究例としては2011年に公開されたものがある。2017年の5月に、このフォローアップ報告書が公表され、パラグアイでの子どもに影響を及ぼす暴力の要因というタイトルがつけられた。この報告書は参考文献から、VACを長引かせるコミュニティのそれに対しての観点など、入手可能な主要な証拠をまとめている。2017年の11月には、UNICEFの支援を受け、政府はパラグアイにおける8000家族ほどを対象とし、複合指標クラスター調査を行った。この調査は、パラグアイでは初の試みであり、そして回答者の50%近くが過去にしつくと称して暴力を受けたことがあると答えており、VACを減らすためには家庭や養育者と連携して活動にあたっていく重要性を確認した。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

2017年には、要因に関する調査報告に並行して、パラグアイ政府はあらゆる形の暴力から子どもを守るためのナショナル・アクション・プラン（2017-2021）を発表した。それは、ロードマップや暴力から子どもを守るための権利を保証する内容などを含んでいる。

- 実施と評価：Implementation and evaluation

ナショナル・アクション・プランはすべての7つのINSPIRE戦略を実施することを目標としている。

(I) 暴力を規制する法制定を支援する。

(N) 子どもに対する性的暴力の抑止のための気づきを促進するためのコミュニケーションキャン

ペーンを開始する、そして青少年期にある子どもと大人間のパワーバランスのゆがみを解消するために同様の試みを行う。

- (P) 養育者が社会とのかかわりを持てるような機会をつくり、そして精神科医からの個別のアドバイスを受けとれるような環境づくりを行う。
- (I) パラグアイの救済システム・信用組合を組み合わせたパートナーシップの設立。
- (R) 事例検討センタースタッフの性的被害をうけた子どもや青少年の包括的なケアなどの対応のための教育。

● 予算 : Budget

5年間でナショナル・アクション・プランのための費用として5000万アメリカドルが見積もられている。だが、直接的な子どもと青少年の若者のケアのための現在の予算は1万2千アメリカドルである。NGOや協力機関からの追加の支援をうけることができたとしても、この活動のための年間資金調達のうち5%にあたる資金の獲得しか見込まれていない。

● 機会 : Opportunities

1. パラグアイのレポートの中のVACを引き起こす要因という箇所では扱われている研究で確認された証拠に基づいて2018年のナショナル・アクション・プランが機能したのかというレビューを行う。
2. 既存のステークホルダーを可視化させ、効果的な介入方法を画策する。
3. 2018年にナショナル・アクション・プランの実施を報告する。
4. 啓発活動や保護者に向けた肯定的な指導方法の教授などを含んだ体罰の禁止が行われたことを確認する。

● 参照 : References

ナショナル・アクション・プラン for the Protection of Children from All Forms of Violence (2017-2021); The Drivers of Violence Affecting Children in Paraguay, Asunción: UNICEF

● SDGs 報告 : Reporting into SDGs

パラグアイは2018年7月に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先 : Government contact

Ricardo Gonzalez Borgne, Executive Secretary of the National Secretariat for Children and Adolescents.

フィリピン (Philippines)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2009年10月）：CRC selected recommendations

1. 原則に関連した法制度の調整、議会の開催、近年の国内法制度を強化。
2. ナショナル・アクション・プランや協働体制を構築・実施するための適切なメカニズムの把握。
3. 遠隔地域などでの啓発活動の強化。加えて、子ども向け製品の開発向上に向けてのメディアの有効活用。

- 政治的意思と調整：Political will and coordination

社会福祉・開発協議会（The Secretary of Social Welfare and Development）は、フィリピン国内における VAC 撤廃に向けた焦点となる事柄を定めた。2016年には、児童福祉協議会、子どもに対する国家機関が主として、VAC 撤廃に向けたフィリピン・ナショナル・アクション・プランの運営を担っている。

- 協議：Consultation

児童福祉協議会（The Secretary of Social Welfare and Development）はマルチステークホルダーでの話し合いを活性化させ、43の政府機関、国際NGO、国内NGO、FBO、CSO、そして研究機関と異なる地域から集まった75人の子ども、保護者がそれに参加した。

- データ収集：Data collection

VACに関する国レベルの調査が2015年フィリピンで行われ、このことでフィリピンはこの問題に国をあげて取り組むこの地域で最初の国となった。続いて、子どもに対する暴力に関しての国レベルでの基盤研究は2016年に発表された。また、子どもに対する暴力の要因に関しての構造的部分から調査されている文献精査は2016年に公表されている。この報告には、暴力のリスクや保護要因、そして子どもと暴力要因、またそれを生み出すファクターとのかかわりに関しての149の研究が示されている。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

2017年12月に政府はVACを終わらせるためのフィリピン・ナショナル・アクション・プランの最終的調整を行った。この行動計画は、暴力の原因に対処することによって暴力の連鎖を断ち切ることに焦点を当てた活動について述べている2つの研究結果を基に作成している。2022年までにVACを減らすための目標環境を占めるこの2つの研究からの主要な6つの結果は以下のとおりである。

1. 親や養育者は自身の存在に対しての気づきを持ち、エビデンスベースの養育スキルの獲得、そして安全で公平、保護的な環境を構築するという観点から肯定的な指導を行う実践を持つこと。
2. 子どもや青少年のリスクに対処し、自身を暴力から守る、自身の経験を発信する、そして専門家からの助けを必要な時に求めることができるといった個人間の能力を示すこと。
3. 特別な保護が必要な子どもは適切なそして質のいい社会的、精神的、健康的、法的、経済的、そして裁判サービスなどの保護的システムにアクセスすることができる。
4. VAC撤廃に向けたフィリピンアクションプランのよくデザインされた、そして情報処理が効果的に見えるモニタリング・評価システムの導入。
5. VACに関連したすべての法律が正常に機能していること。
6. 子ども保護のためのマルチステークホルダーと国、地域、自治体、市、そして町レベルでのシステムが効果的に機能していること。

- 実施と評価：Implementation and evaluation

全ての指標にて、主導して戦略の実施を行っている機関は確認されている。国レベルでのワークシ

トップでは、どのようにこのプランを評価するのかという内容を中心に行われる予定である。このアクションプランの目標は 5 つの INSPIRE 戦略を実施することである。予定されている介入は以下のとおりである。

- (N) VAC に関する法や政策の効果的な文章や制定を促進する。
- (R) 虐待、搾取やネグレクトを受けた子どもの被害者に対する支援や法に関する無料で相談ができるようにする、子どもによくアンテナをはる、より認知度の高いヘルプラインをあらゆる形の応力や搾取を把握するために設置し、相談に乗ることができるようにする。
- (E) 年相応なライフスキルや個人の安全にかかわるレッスンを就学前教育、小学校、そして高校のカリキュラム（私立公立問わず）で行い、そしてエビデンスベースの養育スキルを保護者間で向上させる。

● 予算 : Budget

この戦略にかかる費用のおよそ 80% はすでに見積もられているが、重点項目を改善するために必要な予算はまだ確保できていない。加えて、合計でかかる見積もりとその資金調達先はいまだ明らかではない。

● 機会 : Opportunities

1. VAC を終わらせるためのフィリピン・ナショナル・アクション・プラン、アドボカシー、コミュニケーションプラン、そして安全な資金調達に関する項目に関して最終合意に至る。
2. VAC に関するナショナル・アクション・プランの中でこの行動計画を中心に位置づける。
3. 重点項目の指標を数量化し、効果的な監視・評価機能を子どもの権利委員会や SDG の内容に沿う形で実現する。
4. 地域自治体ごとで運営できるプランのプラットフォームをつくる。
5. 優先課題である子どもに対する肯定的で非暴力の指導を促進するための法制定。

● 参照 : References

The Philippines: An Historic Opportunity to End Violence Against Children

● SDGs 報告 : Reporting into SDGs

フィリピンは 2016 に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先 : Government contact

Mary Mitzi Cajayon-Uy, Executive Director, Council for the Welfare of Children

ルーマニア (Romania)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2015年3月）：CRC selected recommendations
 1. あらゆるタイプの VAC への社会規範や子どもを取り巻く暴力に対する固定観念に対処するために、主に社会全体や専門家に対する啓発活動の向上。
 2. あらゆる形の VAC に関する包括的な調査、加害者の説明責任、また被害者となった子どもの社会復帰プログラムの強化。
 3. 体罰ではなく子どもに対して指導を行う際のポジティブであり、かつ暴力を伴わない方法の促進。
- 政治的意思と調整：Political will and coordination

労働及び社会正義省（the Ministry of Labour and Social Justice）管轄のナショナル・アクション・プラン CRA はルーマニアにおける暴力撤廃のための国家の重点箇所を定めた。暴力の問題に関心のある委員、ナショナル・アクション・プラン委員会における委員、また、そこには政府、UNICEF、セーブ・ザ・チルドレン、ワールド・ビジョンやその他 70 以上の NGO 組織が参加している。この高次の政治的アジェンダに取り組むにあたって、暴力撤廃に向けたキャンペーンは 2017 年 3 月に首相、主要省・市民団体の名の下で行われた。このキャンペーンでは、全ての参加者が子どもに対する暴力撤廃に向け協働体制を築き、さらにはルーマニアにおける子どもの権利の向上を優先課題として取り組んだ。この国をあげての努力は功を奏し、過去 20 年においてすべての次元、分野における政策、そして実践の場でも大きな成果を上げている。次なるステップとしては、あらゆる暴力を禁止する法的拘束力を強めることである。2004 年には、ルーマニアは子どもの保護と権利向上を定めた法制下において、あらゆる形の子どもの対しての身体的罰則の全面禁止を行っている 54 の国のうちの 1 つとなった。社会保障システムが開始され、地域間のあらゆる VAC に対する協働メカニズムが設置され、介入が様々な角度から可能となった。

- 協議：Consultation

ルーマニアの子ども権利保護のためのナショナル・アクション・プラン 2014-2020 はマルチステークホルダー、NGO、研究機関や子どもも含む多岐にわたる話し合いによって進展していった。この分科委員会はオンブズマン同様様々な省庁の代表者と直接的な談話の機会をもつという利益をもたらした。

- データ収集：Data collection

国立統計所によって公表されている VAC に関する基礎データによると、応用データは 2012 年の子ども時代の経験に関する調査、2006、2010、2014 年の 3 度にわたる HBSC の調査、2013 年の子どもに対する虐待とネグレクトに関して行われた国内 2 度目の調査によって集められたものである。国内社会保障における子どもの位置づけは系統的に 2016 年のナショナル・アクション・プラン CRA、UNICEF ルーマニア、世界銀行国内調査にて分析された。WHO からの支援もあり、初めての子ども時代の困難な経験に関する調査は 2013 年に行われ、VAC の高普及や子ども時代の難しい状況などが政策談話レベルで報告されている。ワールド・ビジョン・ルーマニアは 2016 年に子どもに対する暴力に関する国レベルの調査を行った。また、これは初めてルーマニアでのこの事例を扱った構造的分割型研究であり、この方法は世界中に今後応用していくことも可能であろう。さらに、子ども保護指標が開発され、これはルーマニアにおける子どもの権利議会の原則と実情との違いを測ることを目的として始まった地域イニシアチブに基づくものである。最後に、セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニアは VAC 撤廃に向けて活動するパートナーのマッピング、そして 2014 年の実態調査のアップデートを行っている。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

国家政策ロードマップ/アクションプラン：ルーマニアは 2020 年までに慣習的に運営されていた児童保護施設などの既存のものすべてを閉鎖し、代わりに家族ベースの支援を増やし施設に入る子ども

もを3分の1に減らすことを掲げている。ルーマニアは3歳以下の子供を施設に入れることを禁止する数少ない国の一つである。ロードマップの点に関しては、VACの自己評価というアセスメントはナショナル・アクション・プラン CRAによって初めて行われ、VAC委員会設立に向けて援助をもらうと同時にUNICEFルーマニアから技術協力に関する支援も受けている。その結果を受けて、年間アクションプランを兼ね備えた国家ロードマップは2018年上半期に提出される予定である。また、ルーマニアは2019年にヨーロッパ連合の議長国になる。

- 実施と評価 : Implementation and evaluation

- 予算 : Budget

- 機会 : Opportunities

1. セルフアセスメントの結果を基にした年間を通じた行動計画の発展。
2. 暴力を抑止、そして撤廃に向けた動きを強め、あらゆる形のVACを禁止することに焦点を当てた子どもの権利保護のためのナショナル・アクション・プランの実施。

- 参照 : References

1. Governmental Decision for the approval of the National Strategy for the Protection of the Rights of the Child 2014-2020 nr 1113 in 2014
2. Law on the Protection and Promotion of the Rights of the Child nr 272 republished in 2004

- SDGs 報告 : Reporting into SDGs

ルーマニアは2018年7月に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

- 政府連絡先 : Government contact

Gabriela Coman, President, National Authority for the Protection of the Rights of the Child and Adoption.

スリランカ (Sri Lanka)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2010年10月）：CRC selected recommendations

1. あらゆる社会から VAC を抑止戦略の実施への参加と従事を促進。
2. 虐待を含む VAC の禁止、撤廃、そして抑止するためのナショナル・アクション・プランの設置。
これは、広義的に被害者や社会と密接にかかわっている人に対しての啓発活動やそれに伴った訓練を行うことも含んでいる。
3. 加害者から守り、時には加害者が被害者への接触を阻止することなどの被害者となった子どものための適切な保護メカニズムの構築。

- 政治的意思と調整：Political will and coordination

2017年3月、スリランカの女性・子どもに関する省庁（the Ministry of Women and Child Affairs）は国のパスファインディング過程を運営するための委員会を設置し、CSO s と他のパートナー国同様、UNICEF のコーディネーションのもと政府としてのコミットメントをさらに強固なものにしている。それから、その省庁はマルチステークホルダー・コーディネーショングループを復活させた。

（例：子どもの権利保護のために議会が適切な使用がなされているのか確認するため、1993年に設立された子どもの権利を監視するための国家委員会）その省庁によって運営されている委員会は子どもの権利実現のための協働的決断を下す最高権威である。スリランカ大統領によって指名された6名によって構成され、委員会はそれに加えさらに17の省庁の長や子どもの権利履行のために活動する政府機関からなる。UNICEF からの支援を受け、その省庁は重要な内容である「機会と次の段階」を含めた実態を調査・分析したことについて報告している「スリランカにおける VAC を防ぐための国別ディスカッションペーパー」を発表した。その報告書では2017年に政府やそのパートナーによって2030年までに VAC を終わらせるための国家パートナーシップの開始されたことを述べている。スリランカは暴力から子どもを守る、例えば体罰の禁止や暴力の普及の阻止などの活動にコミットメントを示し、2006年7月の南アジアフォーラムの会議や2017年のスリランカの UPR の間に、あらゆる場面での体罰の禁止を推奨することを明確に意思表示している。しかしながら、この体罰禁止は家庭内ではまだ適用されておらず、他のケア施設、デイケアセンター、学校、刑務所のみである。

- 協議：Consultation

女性・子どもに関する省庁（the Ministry of Women and Child Affairs）と UNICEF の指揮のもと、ワールド・ビジョン、セーブ・ザ・チルドレン、SOS、チルドレンヴィレッジ、LEADS、子ども基金同盟、革新的な社会開発に向けた募金、WHO、アメリカ人口基金、UNDP、セイロン州の従業員、民間企業、USAID、ナワラにあるスリランカオープン大学、コロombo大学、そして開発パスイズからの代表者を含めた国家ディスカッションペーパーの作成に向けた会議が行われた。その家庭はまた子どもや青年との話し合いの機会も持って行われた。

- データ収集：Data collection

過去の10年間の中で、2009年に北と東に分かれて戦っていた市民戦争の終結を含めスリランカは大きな変化を経験したため、10年以上前に行われた研究というのはもはや先進的なものとは言えない。スリランカは多様国家であり、国内データは地域間、または地域ごとに異なってくる。例えば、健康と教育に関する統計は地域間で極端に異なる、加えて、行政データは十分に活用できるとは言いにくい、情報を含む重要なデータであると言えよう。国別ディスカッションペーパーは、スリランカの子どもがあらゆる形の暴力の危険性をもっているため、さらなる暴力の普及に関する調査や暴力に関わる者に関する調査が必要であるという入手可能な証拠を提示している。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

他の書類との相違点としては、国別ディスカッションペーパーは実証的証拠に基づいた提案を行っ

ている点である、これらの結果によると、スリランカは 2030 年に向けた SDG の達成のための主要箇所を示す国別ロードマップの作成を進めている。次なる中期的段階としては、既に進行中である VAC 撤廃のためのスリランカ国別アクションプランを開発することである。

● 実施と評価：Implementation and evaluation

国別ディスカッションペーパーでは 7 つすべての INSPIRE 戦略を実施することを目標するということを断言している。この過程としては、以下の点が挙げられる。

- (I) 事例に対処するための訓練とシステムの提供や裁判中の被害者である子どものモニタリング。
- (N) 訓練の実施、よく民族的もしくはジェンダーに関するステレオタイプ、紛争解決の手段としての暴力を想起させる有害なメディア、性暴力の煽情、慢性的な犠牲から子どもを守るための最低限度の基準の設置。
- (P) 家庭内で子どもへの虐待や暴力を防ぐために社会的弱い立場にいる親に対しての保健セクターから支援するプログラムの強化。
- (E) 子どものライフスキル、知識、イベントへの従事を促すことを入口として位置づける国内にある 3867 の子どもクラブとの協働。

● 予算：Budget

最終合意後、ナショナル・アクション・プランにかかる年間費用の概算は見積もられる予定。

● 機会：Opportunities

1. 2018 年、スリランカの統計省での VAC 関連の研究の普及。
2. 企業とのパートナーシップの強化。
3. 家庭内やそれにかわる環境での体罰を含む、あらゆる形態の VAC の絶対的な禁止、またこの禁止は啓発活動や保護者や教師に対しての肯定的な指導方法の教授を通して情報が十分にいきわたり、実施されること。

● 参照：References

Preventing Violence Against Children in Sri Lanka Country Discussion Paper

● SDGs 報告：Reporting into SDGs

スリランカは、2018 年 7 月に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先：Government contact

Chandrani Senarathna, Secretary, Ministry of Women and Child Affairs.

スウェーデン (Sweden)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2015年3月）：CRC selected recommendations

1. VAC 撤廃や虐待の根絶などを焦点としたキャンペーンや啓発活動の実施。
2. 親や養育者から暴力をふるわれ、虐待などで傷つけられる子どもをなくすための政策の施行。
3. 議会や策定されたプロトコルに批准した国内法の制定、また、国内法が議会と矛盾している点に関しては、議会の内容を優先すること。

- 政治的意思と調整：Political will and coordination

子どもの権利の確保を優先事項としてスウェーデン政府は掲げている。子ども、お年寄りやジェンダー平等のための省庁（The State Secretary to the Minister for Children, the Elderly and Gender Equality）は暴力撤廃に向け核となる事案について明示している。2017年には、子どもに対する暴力撤廃に向けたマルチステークホルダー・コーディネーション・プラットフォームは政府の権威、NGOs、研究所、民間企業やFBOの連携のもと設立された。

- 協議：Consultation

暴力撤廃に向けた子どものための社会保障の代表者やマルチステークホルダー・コーディネーション・プラットフォームは、あらゆる場面でのVACを終わらせるため、そのための話し合いや協働、モニタリングや主要な政府指標を提供している。

- データ収集：Data collection

子どもの暴力に関する国立ナレッジセンター、子どもの社会保障基金（the Children's Welfare Foundation）、子どものためのオンブズマン制度や保険と福祉のための国家委員会のような様々な機関や権威が研究を行い、VACに関連した知識を共有している。例えば、政府は子どもの社会保障基金にこの事柄に関して子どもの体罰、性的暴力、精神的暴力、ネグレクト、家庭内暴力やいじめなどの経験に対してのより深い理解を得るため、2016年にスウェーデン国内調査を行うことを承諾している。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

2016年6月、政府は子どもを人道危機、搾取や性的暴力から守るための2016年から2018年までの行動計画を承認し、またその計画の改善を行った。ナショナル・アクション・プランは、虐待の防止、子どもの保護と支援、そして効果的な加害者に対するの休憩などを目的とする23の指標を含んでいる。2016年の11月には、女性に向けた男性の暴力を禁止する10年戦略を政府は承認した。この戦略は暴力の危険にさらされ、もしくは経験した子どものための保護や支援、そして2014年の強制・早期結婚に関する法の修正にも大きな影響を及ぼした。

- 実施と評価：Implementation and evaluation

ナショナル・アクション・プランと戦略の評価概要は7つのINSPIRE戦略に基づいている。主要な子どもに対する暴力への対応や保護に向けたイニシアチブのいくつかは以下の点を含んでいる。

- (I) 世界で初めて家庭内での体罰を禁止した国として、性的暴力や搾取、女性器切除や子どもの結婚などを含むあらゆる形の暴力から子どもを守る法の実施にも応じること。（これは法的に子どもの権利を強めるという点、進行中である子どもの権利に関する委員会やそれに関連した国内法の整理を進めていくというイニシアチブを強化するという点で重要な段階であるという位置づけ）
- (N) 保険と福祉に関する国内委員会や子どものためのオンブズマン制度が子どもと一緒に活動を行っていく過程において、どこに助けを求めるか、どんな社会サービスを受けることができるのか、などの子どもの中の知識を高めること。

- (R) 主要な社会福祉士、ヘルスケアセクターや裁判所などの専門家やセクターのキャパシティーを確立すること。
- (E) 子どもの暴力を自覚し抑止するための能力を高め、それに対応するための効果的な指標を使用できるようにすること（政府はこの事柄に関連した専門家グループのための教育・訓練機関において女性や家庭内暴力に対処するための指示の出し方などを含めた高等教育制度の中のディグリー内容を修正した。）。

- 予算：Budget

2016-2018 における人道危機、搾取、性的虐待から子どもを守るための行動計画にかかる年間費用はおよそ 1100 万クローナ。政府は調査結果や知識を政策に取り入れよりよいプログラムへと修正するために、様々な機関に VAC に関する調査や知識を強化することを委任している。（例：子どもの経験と体罰に関する親の姿勢に関する調査、インターネット上で性的搾取にさらされている子ども、障がいを持った子どもが暴力にさらされる危険、親のいない子どもに関する事例を扱ったナレッジセンターなど）

- 機会：Opportunities

1. VAC に関する気づきを高める、また基準となるアセスメントの普及促進（最新の研究を通して得られた既存データの使用）。
2. 既存の行動計画の成果と VAC を終わらせるための他政府の指標を確認し、既存マルチステークホルダーを活用して参加プロセスを通し 2018 年にわたって行われる暴力撤廃のための国家ロードマップを改善する。
3. 暴力を防止するための一つの指標として学校での性教育や人間関係の調査などを引き続き行う。
4. あらゆる環境下における子どもに対しての体罰を禁止した最初のパスファインディング国としてこの活動を先導し、暴力撤廃のために実践的に努力を重ねている国を支援し、子ども保護システムを強化することを含む包括的な取り組み構築を手助けする。

- 参照：References

Protect Children from Human Trafficking, Exploitation and Sexual Abuse 2016–2018 (English summary)

- SDGs 報告：Reporting into SDGs

スウェーデンは 2017 に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

- 政府連絡先：Government contact

Pernilla Baralt, State Secretary to the Minister for Children, the Elderly and Gender Equality.

タンザニア (Tanzania)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2015年3月）：CRC selected recommendations

1. 子どもがかかわるすべての環境において法制下における体罰の禁止。
2. 各大臣レベルでの VAC 関連のすべての分野を管轄する責任と権利を兼ね備えた議会設置。
3. 議会の理念を引き継ぐ原則とまたその策定されたプロトコルを地域コミュニティに普及するための活動の強化。

- 政治的意思と調整：Political will and coordination

2016年に、VAC(女性含む)に対処するために新しいナショナル・アクション・プランが開発され、一つはタンザニア本島で、そしてもう一つはザンジバルにて開始された。これらの活動は、暴力はあらゆる場面で行われており、したがって国レベル、また地域コミュニティレベルでの実態を把握するためにマルチステークホルダー協働システムが必要であるとの認識に至った。保健、コミュニティ開発、ジェンダー、お年寄りと子どもに関する省庁（The Permanent Secretary to the Minister of Health, Community Development, Gender, Elderly and Children）の通常委員会は、タンザニア本島にて子どもに対する暴力撤廃のための主要な取り組みに参加することを約束した。また、通常委員会の議長はザンジバルでのこの事例に関して責任を持つ省庁の重要人物でもある。2016年にワーキンググループは、2017/18-2021/22のタンザニア本島でのVAC(女性含む)を終わらせるナショナル・アクション・プランを作成するために協働して取り組みを始め、並行してザンジバルでもそのようなグループが形成された。ナショナル・アクション・プランはマルチステークホルダー協働型メカニズムを促進し、首相室レベルで責任を持つことが任されている取り組みである。首相室と協働プラットフォームを結ぶことで省庁を超えて柔軟な対応をとることのできる協働体制が構築された。

- 協議：Consultation

ナショナル・アクション・プランはVAC(女性含む)に対処するため、厳格な審議プロセスを踏み、8つの政府アクションを1つの包括的計画へとおとしこめ、暴力の根絶を目指すために開発された。8つの政府省庁、CSOs、開発パートナー、FBOs。子どもや若者がマルチステークホルダー・プラットフォームに参加した。評価見直しや話し合いにおけるすべてのステークホルダーの参加は新しいナショナル・アクション・プランの多次元レベルでの主導権を高めるものである。

- データ収集：Data collection

タンザニアにおける国レベルでのVACS取り組みは2009年から行われ、2011年に結果が公表された。2017年に、ザンジバル政府は暴力や暴力の実態の捉え方に関するデータを集めるため、携帯電話を用いた国内調査を行った。その結果はザンジバル大統領によって2017年の10月にある特別首相對談にて公表され、ナショナル・アクション・プラン実施とこの実態に対処する、そしてこのような実態を効果的に防止するためのコミュニティの参加を報告する趣旨のものであった。タンザニアの本島やザンジバルでのナショナル・アクション・プランは、しっかりしたデータ収集や多次元レベルにわたってのプランの実施を報告することを可能にするため、コーディネートされたモニタリングメカニズムを設立した。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

タンザニア本島は2016年7月にVAC撤廃のための国レベルでのロードマップを発表した。これはナショナル・アクション・プランがVAC(女性含む)を減らすために改善していくことに対して政府のコミットメントを明らかに示すものである。これは、理論だてられたナショナル・アクション・プラン、優先事項や主要項目について協調し、政府高官の効果的な監督能力を高め、セクターやステークホルダーが自身の役割や責任について自覚することを促し、主要ステークホルダーとして子どもの役割を強化する、さらには暴力撤廃への投資、そして長期的なモニタリングを含んだ内容となっている。ザンジバルの本島政府は、2016年12月、2017年8月にVAC(女性含む)撤廃の

ためのナショナル・アクション・プランを開始した。この計画は、国家の全体ビジョン、かかる費用や包括的にこの問題に対処するためのエビデンスベースのアクションを打ち出した。また、INSPIRE 戦略に沿った暴力の抑止への取り組みも行い、特に VAC（女性含む）の負のサイクルをとめるためコミュニティや家族へ直接的に介入することを強調している。

● 実施と評価：Implementation and evaluation

タンザニアとザンジバル本島でのナショナル・アクション・プランは INSPIRE7 つすべての戦略を実施することを目的としている。方法としては以下のことを含んでいる。

- (N) 肯定的な社会規範や価値を促進しジェンダー格差を改善するためのコミュニケーション戦略を発展させる。
- (P) 国レベルで親に対してのフレームワーク、ガイドライン、そしてケアアクションプランを発展させる。
- (S) コミュニティを通して女性子どものための安全でアクセスできる空間を構築し維持する。
- (E) 女性の訓練を支援し、経済グループである Savings and Credit Cooperative Societies と Village Community Banks/Community Savings and Investment Promotion を促進する。タンザニア政府は難民も国家システムが運営するサービス、教育や医療などを利用できる包括的な試みを支援する CRRF に調印している。CRRF は UNDP2016-2021 を作成し、SDG の「誰も取り残さない」アプローチの中で主要箇所位置づけている。

● 予算：Budget

タンザニアにおける VAC（女性含む）撤廃に向けたナショナル・アクション・プランの費用は 5 年間でタンザニア本島では 11740 万、ザンジバルでは 1990 万に上ると推計されている。

● 機会：Opportunities

1. 早期予防・早期介入を行う暴力予防に焦点を当てた計画の増加やこの予防プログラムを支援するためのエビデンスベースの戦略の一般化。
2. ナショナル・アクション・プランのコミュニケーション戦略とモニタリング・評価プランの開発と実施。
3. ナショナル・アクション・プランのもと、多次元レベルにおける連携メカニズムの構築と統合。
4. この問題に包括的に取り組むために必要な金銭、人的資源のより具体的なビジョンを提供するために行動計画にかかる費用の確認。

● 参照：References

1. ナショナル・アクション・プラン to End Violence Against Women and Children in Tanzania 2017/18-2021/22
2. ナショナル・アクション・プラン to End Violence Against Women and Children in Zanzibar

● SDGs 報告：Reporting into SDGs

タンザニアは、2019 に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先：Government contact

Sihaba Nkinga, Permanent Secretary, Ministry of Health, Community Development, Gender, Elderly and Children.

ウガンダ (Uganda)

- 子どもの権利委員会からの勧告（一部抜粋）（2005年11月）：CRC selected recommendations

1. 子どもが関わるすべての環境下における体罰の法的禁止。
2. 議会や策定されたプロトコルの賛助を受けた新しいウガンダ子どものためのナショナル・アクション・プランの施行と発展。
3. 議会と策定されたプロトコルは大人子どもに広く認知されることによって実現するため、それに向けた活動の強化。このことにより、子どもに関わる団体の統制的トレーニングの施行の必要を強調することが可能になる。

- 政治的意思と調整：Political will and coordination

ジェンダー、労働、社会開発に関する通常国会（The Permanent Secretary of Gender, Labour and Social Development）はウガンダにおける VAC の予防と対応の主要項目に誓約した。ここでの主要人物は国内のこの活動に取り組むセクターとパートナーとなる団体の運営を行うことになる。子どもの幸せのためのナショナル・アクション・プラン 2016-2021 では、個人、家族、コミュニティ、そして政府リーダーすべてが子どものための社会的安全ネットをつくるための役割を担っているとの認識を示した。ただ修正案では、家庭内での暴力の禁止項目が欠如している。ウガンダは、あらゆる形の暴力から子どもたちを守るため 2016 年の UPR におけるいくつかの提案を受け入れ、それを改善する意思を示している。そのため、体罰の存在を全面的に禁止することを進める明確な可能性がある。

- 協議：Consultation

2012 年に、ジェンダー、労働、社会開発に携わる省庁（the Ministry of Gender, Labour and Social Development）は国家子ども保護ワーキンググループを設立し、構造的フレームワークや目的のもと運営が行われている。このグループは、子ども保護機関のノウハウやリソースを活用している。2014 年までには、この省庁が先導のもと、政府組織、国連や市民団体から子ども保護のための 40 もの国家プロジェクトが提示され、ワーキンググループとして現在活動を行うという状態を築いている。ワーキンググループ年間活動計画の中にある実施項目の計画をたてるため月に少なくとも 1 回、特定の焦点地域で行われる委員会でミーティングを行い、またその他にも 2 か月に一回定期的な会合の場を設けている。

- データ収集：Data collection

VACS ウガンダはジェンダー・労働・社会開発省庁（the Ministry of Gender, Labour and Social Development）のリーダーシップ、PEPFAR、USAID、そして CDC、Wellspring Advisor や UNICEF からの寄付のもと活動にあたっている。テクニカルワーキンググループは計画プロセスを先導し、核となるプロトコルからの調査を採用している。UNICEF が調査体制を運営し、CDC が技術協力をを行い、TPO ウガンダがその対応を負い、子ども基金インターナショナルやマケレレ大学公共衛生学科を通して、The AfriChild Centre for Excellence は調査実施を行った。予備調査の結果はウガンダ VACS 予備調査レポートで確認することができる。またその調査結果を受けた見解はデータからアクションへというワークショップで話し合わせ、地域ごとの解釈過程を通過した。最終版は 2018 年に予定されている。

- ナショナル・ロードマップ／ナショナル・アクション・プラン：National road map/ action plan

ウガンダは近年子どもに関連した政策に力を入れており、その内容は現在高次的段階にまで進んでいる。政策とナショナル・アクション・プランは VACS データをもとに活動を行っている。他の子ども保護政策は、VAC を禁止する法制度や女子と青少年の若者の健康に関するフレームワークを含むところまで発展している。

● 実施と評価：Implementation and evaluation

ウガンダの VAC を終わらせるための主要イニシアチブは INSPIRE 戦略の中にあるアクションを支持するものである。

- (I) 子どもアクション修正案の実施。
- (R) 暴力のない学習環境をつくるため学校における VAC に関する報告、監視、相談、対応のガイドラインを促進させる。
- (E) **Journeys**：教師と学校関係者のためのアクションハンドブックで示されたアクティビティを通して肯定的な学校環境の構築や学校で起こるジェンダーによる暴力の抑止
- (P) 家族が養育のためのガイドラインを使用することの普及、そしてオンライン上での子どもに対する性的搾取問題に対処するためのアクションプランの改善の実施、難民と住民数に関連したエンパワーメントのための戦略的なフレームワーク、**CRRF** の主要項目の履行、幅広いステークホルダーでの協働、人道的であり開発のための連携を支援するための効果的なプログラミングを可能にする変革的アプローチ。

● 予算：Budget

● 機会：Opportunities

1. VACS に関する知識を広め、この問題に対応・抑止するためのメッセージを統一する。
2. サービス提供者、社会福祉士、心理士や弁護士など同様、暴力の被害者の子どものための医療ケアサービスの向上。
3. 秩序のある安全な空間の構築、コミュニティや学校でのサービスの提供。
4. 社会規範を変えるためのキャンペーンへのリーダー、サービス提供者やコミュニティメンバーの従事。
5. 体罰を含むあらゆる形の VAC の明白な禁止、この暴力の禁止は（啓発キャンペーンや親や専門家に向けた肯定的な規則トレーニングなどを含む）適切に普及し実施されること。

● 参照：References

Uganda National Action Plan for Child Well-being 2016–2021

● SDGs 報告：Reporting into SDGs

ウガンダは、2016 に行われた持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに対して報告している。

● 政府連絡先：Government contact

Lydia Wasula, National Coordinator, Orphans and Vulnerable Children, National Implementation Unit, Ministry of Gender, Labour and Social Development



平成 30 年度 外務省 NGO 研究会 (SDGs16.2 子どもに対する暴力撤廃と NGO)

発行：外務省国際協力局民間援助連携室

編集：特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

本書に関するお問い合わせは、(特活) ワールド・ビジョン・ジャパンへお寄せください。